

平成15年第5回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成15年9月8日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

---

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、5日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、16番、中川議員の一般質問をお受けいたします。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 16番、中川です。議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、1点目の各種団体の補助金についてお尋ねいたします。

①の各団体の補助金の額はどのような計算式で定められるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各種団体に交付いたしております補助金等は、団体に対する補助金等の交付事務取扱要領に基づき交付しているところでございます。

補助金等の交付の対象となります団体は、町の行政にご協力をいただき、これを推進されている団体、町の行政を補完する業務を行われている団体、町民の福利に密着し、かつ公益的性格の強い事業を行っておられる団体等となっております。

交付いたします補助金等の算定につきましては、当該団体の事業活動、運営等を勘案の上、活動事業費に対しまして交付を行っておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 事業活動、運営等を勘案の上、活動事業に対しまして交付を行うということですが、各団体それぞれに活動や運営に違いがあるのと思いますので、町でその団体の活動事業費を算定できるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆる事業の計画書を出していただいております。そういった中で、その計画書を見る中で、ただいま申し上げましたようないわゆる補助をする要因になりますけれども、その要因の中で、その計画はどの程度、どのような内容でされておるのかということ等を見させていただいた中で補助を決めていくと、いわゆる事業内容によって補助を決めていくというものでございます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、次の②の補助金を残すと翌年はどのような算定になるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 補助金を残すと翌年はどうなるかというご質問でございます。

補助金等の決定の取り消し及び返還に関しましては、補助金等の交付を受けました団体が次の事項、1つ目といたしましては、団体に対する補助金等の交付取扱要綱に違反したとき。2番目といたしましては、補助金等を他に流用したとき。3点目といたしましては、事業等を著しく減少したとき。4番目といたしまして、その他不正があったときに該当するときにおきましては、補助金等の交付の決定を取り消し、また既に交付した補助金等の全部もしくは一部を返還していただくことになるわけでございます。

なお、文化振興財団、社会福祉協議会、観光協会、いかるがの里ふるさと秋祭り実行委員会等の各種実行委員会に対して交付いたしております補助金につきましては、高額補助金を交付しておりますことから、当該年度におきまして当初予算額を上限に精算交付をさせていただいております。

また、その他の団体につきましては、他の経費に使用することなく補助事業に沿った活動事業に充てられていると認められますことから、仮に補助金に不用額が生じましても、そういった活動事業費に充てられておるということでありましたら、現時点では補助金の返還を求めておらないということでございます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、次の③にちょっと進まさせていただきます。③の事業に必要な物品を購入するために補助金を積み立てることはできるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 物品を購入していただくために補助金を積み立てることができるのかというご質問でございますが、本補助金等は、当該年度の活動事業費に対しまして補助交付を行っておりますことから、補助金等の一部、あるいは全部を他の用途に使用したり、あるいは後年度において物品を購入するために積み立てを行うことはできないこととなっております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 物品を購入するために積み立てを行うことはできないこととなっているということですが、先ほども前段②でお聞きした答弁には、仮に補助金に不用額が生じましても現時点では補助金の返還を求めないということですから、積み立てずに不用額にすればどうなるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 不用額で出た場合に、先ほど返還まではという話でございましたが、それは他のいわゆる活動の中に使っていただいておりますというような中でしたらそれで特段構わないというような趣旨で申し上げたところでございます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、②の答弁で文化振興財団にも触れられましたが、この文化振興財団からも、助成金というんですかね、補助金でいいのかあれですけど、そういう団体、どのような団体があるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 文化振興財団におきます助成につきましては、和太鼓いかるがとか劇団いかるが、そういったものに対しまして、ほかにもあると思いますけども、大きくあげましたらそういったものに対しまして助成をいたしております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今お聞きした団体の一つを例に挙げてお尋ねいたします。和太鼓いかるがが演奏されている太鼓や楽器、打楽器ですね、それはどこの所有物か、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この太鼓につきましては、町の備品でございまして、管理につきましては財団の方をお願いしておるといふものでございます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、先ほどからお聞かせいただいているように、補助金を積み立てることはできないことを前提に、太鼓をはじめ他の楽器は町の備品であるということですから、例えば和太鼓の会が今約結成されて2年半ですかね、それで曲目をお聞きしたら2曲と。いろんなイベントにも協力していただいておりますが、ずっとこの2曲の演奏で、必要に応じて曲目も増やしてもらわなあかんと思いますので、その楽器もその曲目に応じてまた増やさなあかん場合が出てくると思うんですよ。そういうときは

町でそろえていただけるという認識でいいのか、お尋ねしておきます。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 原則としては、そういった演奏に必要なものについては、備品につきましては町の方で調達したいということの中で、これまでもそういった考えで調達してまいりました。ただ、一度に多くのものを調達するということは色々な面で難しい面もありますけども、原則といたしましては町の方で調達させていただくということを考えております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 会の方々は週に2、3回仕事が終わってから、大変疲れているにもかかわらず一生懸命練習され、町の行事に協力していただいて素晴らしい演奏を私たちが聞かせていただいておりますので、今後も充実した楽器や曲をそろえていただきたいということをお願いして次の質問に移らせていただきます。

2点目のカタカナの外来語についてでございますが、①の町内にはいろんな広報誌がある中、よくカタカナ語が使われますが、正確に伝わっていると思われませんか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町が発行しております広報紙やチラシ等につきましては、外来語として使われているものや、日本語に置きかえることでわかりにくくなるもの以外には日本語に置きかえて標記するようにいたしております。また、仮に使用する場合につきましても、説明を入れて掲載するようにしております。

しかし、質問者がおっしゃいますように、新聞紙上でもカタカナ標記の言葉が氾濫しております。その言葉がわからないことからその情報も読み取れない事実もあります。

今後も、町が発行する広報等につきましては、わかりやすい内容で情報を提供することを第一に努力してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） ②点目のマニフェストという言葉テレビなどの報道で、国会の中継ですけどね、耳にすることがありますが、このマニフェストという意味を、どのような意味か、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在よくテレビなどで使われておりますマニフェストでござ

いますが、直訳いたしますと、宣言、声明や積み荷目録となっておりますが、先ほど申し上げましたテレビなどの報道で用いられる場合につきましては、政党や政治家が選挙等の際に、有権者に対し提供します政策等の数値的目標や期限の公約を明確にしたものがございます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今の答弁での宣言、声明というのと、積み荷目録、これはカタカナで書いたらマニフェスト、同等ですけどね、宣言、声明はローマ字で書くと、頭が大文字のM、あとは小文字のa n i f e s t oというのが宣言、声明のマニフェスト。それから、積み荷目録をローマ字で書きますと、全部小文字でm a n i f e s t oであることから、カタカナでは1つですが、ローマ字で書くと2つの言葉だと。このようなカタカナ語はたくさんあると思うんですよね。だから、そういうことをお伝えしておきたいと思います。

それでは③の、今後、合併問題でもいろんなカタカナ語が使われると思いますが、一人でも多くの人に正確な情報を認識していただくためにも、カタカナ語ではなく、なるべく日本語の方がよいと思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者もおっしゃいますとおりでございます、マスコミでは外来語、カタカナ語があふれております。一部では、外来語を日本語に置きかえると非常に長くなったりすることなどにより、外来語をそのまま使うほうが定着しておるものもでございます。いずれにいたしましても、外来語の使用については十分な配慮が必要であると考えております。

そのため、以前に議員さんからもご指摘をいただいているところでありますが、外来語をできる限り日本語に置きかえて使用していくように努めているところでございます。

また、当町におきましてもこれまでから、外来語の使用については平易な日本語に置きかえることにし、また使用する場合でも注釈を設けるなど親しみのあるわかりやすい公文書の作成に取り組んできております。今後も、読者の立場に立ったわかりやすく正しい情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 当町では、親しみのあるわかりやすい公文書の作成に取り組んでいるということでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、当町も入っている合併協議会だよりですけど、これに使われているカタカナ語について少しお尋ねしておきたいと思います。発行第2号の3ページにある新市計画設計、新市建設計画策定フローズという言葉があるんですが、このフローという意味、それからその下にある（4）将来の基本フレームのフレームという意味、それから財政シミュレーションのシミュレーションという意味、それからシンポジウム、この意味をお尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1番目のフローは流れという意味でございます。フレームは枠と、枠組み、そういった意味で使われております。シミュレーションは、模擬的な、そういう体験とか、そういう模擬と、そういったシミュレーションと使われますけども。例えば飛行のシミュレーション、パイロットシミュレーションなんかは、飛行機のコックピットの中で操縦の操作をするような、そういったものでシミュレーションと使われますけども、そういった意味でございます。いわゆる模擬体験ということでございます。それと、シンポジウムにつきましては、そういったよく使われる討論会、そういったものでシンポジウムということで使われます。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今のフローというのは流れという意味やと教えていただきました。その新市建設計画策定フローズと書くよりも、これは斑鳩町が発行しているものではないですけど、新市建設計画策定の流れにしたほうが、一般的にはわかりやすいかと。フローじゃなしに、策定の流れと書いてもらったほうが、私はわかりやすいなと個人的にはそう思いました。将来の基本フレームやなしに、将来の基本の構造とか骨組み、シミュレーションもそうですけど、シミュレーションやなしに模擬実験と書いてもらったほうがわかりやすいかな。シンポジウムも、シンポジウムやなしに座談会、討論会と書いていただいたほうが、一般的にはわかりやすいかなと思いますが、部長はどのようにお考えになるか、よろしく願いします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 一般的にこういったものは、いわゆる社会的に認知されているような感もしないことはないわけでございますけども、先ほども申し上げております



ように、できるだけわかりやすい、誰でもわかりやすいということの使い方は尚一層大事なもんと思いますんで、いわゆるそういった中で使ってもわかりやすいものと、やはり注釈とかつけるもの、それと日本語に置きかえるもの、そういったものを使い分けてやはりしていくべきだと考えております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、今後も、合併協議会において、情報の提供の機会が増えてくると思いますが、今お聞かせいただいたように、このようなカタカナ語の使用について、またこの合併協議会というのは、先ほど言うたように町単独ではありませんから、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私も幹事の一員といたしまして、合併協議会の幹事会にも出席させていただいております。協議会だよりについても、よりわかりやすい表現を用いていくように、私もそういった意見を申し上げて、できるだけそういったものになるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） それでは、よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3の中宮寺前バス停の西側にある水銀灯についてであります。王寺向きのバス停の西側にある水銀灯が歩行者の妨げになっていることから、移動をしていただきたいという声をお聞きしますが、町の考え方をお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の水銀柱でございますが、これは歩行者の安全を確保するために、横断歩道を照らすように設置されているものでございます。そのようなことから、当該水銀柱を移設するということは、既設の横断歩道から遠ざかるということになりますので、歩行者の安全確保の面から問題が生じると、このようになっております。

また、この交差点では、現状の位置の付近で移設する場所がほかに確保できない状況でもあるということから、現在の位置に設置されているものであると聞いておりまして、現状では移設することが難しいと認識しております。ただ、国に対して何らかの改善方法がないのか、こういったことについて働きかけていきたいと、このように考えてお

ります。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 王寺向きの信号機が歩道の西側にあると、だから歩道を照らすのに実用性がないというのか、危険が生じるという今答弁だったと思うんですが、逆に言うたら、歩道は北から南につながってますよね。歩行者は北からも来るし南からも来られますよね。筒井向き、東向きの信号機と水銀灯を一体にするということは考えられないかお尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 私もこの現場は確認しておりまして、まず今の水銀灯は単独で立っておるんですが、まず西行き車線側の信号機、すぐそばにあります。そちらの方はいろんな共架物がありまして、そこにさらに水銀灯をつけるのはちょっと難しいかな。今、議員がおっしゃいました東行き、要は道路の北側ですね、あちらの信号機につきましては、歩道から若干東に離れた位置に信号機があると思うんですよ。といいますのは、ちょうど角のところに工場のようなところがありまして、その出入口になっているところから、そこをずらした形になっているのかな。そういった状況の中で、そこから水銀灯を歩道の上まで持ってくるということになれば、かなり信号柱に負荷もかかるのではないかな。ただ、これが、最近技術も進歩してますから、そういったことが可能であるか、そういったことも含めて、先ほど申しましたように、国に対して何ら改善の方法はないのか、こういうようなことを働きかけをしたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今の質問させていただいている箇所は、私、平成11年の9月議会で、境界杭まで広げていただけたら歩く部分ができるのではないですかという質問をさせていただきました。そのときの答弁には、国は歩行者の安全を図るためでも投資効果の高いものを選ばれるという答弁を聞かせていただきました。その私は投資効果よりも歩行者の安全を確保していただきたいという願いをした後、工事の担当されていた部長はじめ担当職員の方々の積極的な国に対する働きかけのおかげで、その年度内での施工が実現したものと大変感謝しておりますので、その貴重な箇所を充実するためにも強く要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、16番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 皆さん、改めましておはようございます。1番の嶋田でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして9月議会の私の一般質問をさせていただきます。

斑鳩町では、現在町内をコミュニティバスの運行がなされておりますが、その目的と運行の町民の方々の利用状況をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、コミュニティバスの運行目的と利用状況とのお尋ねでございます。

コミュニティバスにつきましては、町内の公共施設の利用に当たり、その利便性を高めるために、また日常生活上の身近な交通機関として利用していただくことを目的として平成12年度より運行してまいりました。平成12年度は試行期間として運行したわけでございますが、実施状況を精査していく中で、住民の方々の声を反映すべくアンケート調査を行った結果、停留所の増設やルートの見直し等を行い、平成13年度から現在のような巡回逆ルートを設定し、Aコース、Bコースという形で運行をさせていただいております。

次に、その利用状況でございますが、平成12年度は年間利用者数が1万4,678人、1日平均40.9人であったものが、平成13年度は年間3万2,818人、1日平均91.4人、平成14年度におきましては、年間3万4,973人で、1日97.4人と順調に増加しており、コミュニティバスが住民の方々の間に定着してまいったものと考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） AコースとBコースという2つのコース設定で町内を一巡する運行がなされているということですが、白石畑地区から役場へ、また東小学校から白石畑地区を通り役場へというルートは、現在も運行されているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されておりますルートの関係につきましては、平成13年度からそのような見直しの中で運行させていただいております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 東小学校校区内にある白石畑地区の児童は、東小学校への通学は

その地区の保護者の方が自動車で送迎されておられますが、これが大変負担になっておりまして、もちろん負担軽減のためにお互いに保護者同士が協力し合っておられるわけですが、下校時だけとはいえ、東小学校から白石畑地区への運行がなされていることは、誠にありがたいことだと思います。このバスを利用するがために、学童に入っておられる方もいらっしゃると思います。これからも続けていっていただきますようお願いいたします。

さて、14年度は3万4,973人の利用者の方がいらっしゃると思います、その利用者の方々の年齢層はどのようになっているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 年齢層についてのお尋ねでございますが、利用者の年齢層については、特に調査はいたしておりませんが、乗降される停留所、例えば憩いの家やふれあい交流センターの利用が多いこと等から推察いたしますと、やはり高齢者の方の利用が多数を占めておるのではないかと我々は考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） そうですね、私もよくコミュニティバスに行き違うときがあるんですけども、また停留所で待っておられる利用者をよくお見かけするんですが、お年寄り、高齢者の方が多いですね。

それでは、今後の運行計画についてはどのようにお考えですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今後の運行計画につきましては、先ほど申し上げましたようなルートで引き続き運行してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても利用される方の声も十分把握した中で、さらに利用してもらいやすいものとして努力してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。より多くの住民の方に利用していただきたいということですが、先ほども答弁されたように、利用する方々は高齢者が多数であると。斑鳩町もこれからますます高齢化社会になっていくという現実を考えますと、このコミュニティバス利用の高齢者の方々の利用数も増加していくのではないかなと思います。

私、先ほど停留所で待っておられる高齢者の方をよく見かけると申しましたが、その

方たちの中には、近くの石垣に腰をかけたりしゃがみ込んで話をしている方々や、立っ  
ていても杖にすがっているような姿勢のお年寄りの方が多いというか、よく目についま  
す。そんなとき、停留所にベンチでもあれば座りながら楽にバスを待っていただけるの  
にと思いました。より多くの住民の方に利用していただきたいという町の考え、平成1  
2年度の1日の平均利用数が約41人、停留所の増設やルートの見直し等により、平成  
13年度の1日平均利用数が91.4人、41人と91.4人、たった1年で倍以上の  
増加なんですね。これは、改善すれば利用者数が増えるという事実。すこやかにともに  
生きる福祉のまちづくり、こういう大げさな物の言いようではなく、立って待ってもら  
うんじゃなくて座って待ってもらうという高齢者への気配り、これらを踏まえてコミュ  
ニティバスの停留所へのベンチの設置についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 停留所のベンチの設置のことをございますが、ベンチの設置  
につきましては、今運行しております道路につきましては、狭いところが多く、スペー  
スをとれない停留所もあります。また、設置するにいたしましても、道路の管理者との  
調整も必要ということもございます。今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 検討していただけるということで、大変ありがたいことです。現  
在、A、B、その両コースだけを見ますと38の停留所名があるわけなんですけれども  
、幸いなことに、東公民館、法隆寺前、斑鳩町役場前、龍田神社前、斑鳩交番前、竜田  
大橋、三室山下、笠町、中宮寺の9カ所には、既存のベンチがあります。また、いかる  
がホール、西老人憩いの家、三室休日応急診療所、ふれあい交流センター、東老人憩い  
の家などは、すぐにでも設置できるんじゃないかなと思います。そのほかの停留所でも  
、停留所の位置を4、5メートル移動すれば、設置可能なところも多いです。また、町  
が全額負担しなくても、ベンチの背もたれに広告を入れるとか、そういうことにより経  
費の節減もできますし、広告となれば商工業者ということで、商工会にお任せするとか  
、いろんな方法もありましよう。いずれにしろ、ぜひとも現場を調査していただきまし  
て、さらに利用者に喜ばれるコミュニティバス運行を図っていただきますようお願いい  
たしまして、この質問は終わります。

続きまして、総合学習についてでございますが、総合学習の導入によりまして週3時  
間の減少、また隔週5日制から週5日制の導入に伴う授業時間の減少の穴埋めの措置と

も言われています学習内容3割減による児童生徒の学力低下が、この総合学習導入の発表時には懸念されていました。新学習指導要領の導入から1年半が経過しましたが、やはり保護者からは、学力低下の心配の声が上がっています。

これは、今から言うことは斑鳩の学校のことではないんですが、ある学校で、これは中学校です。中1の1学期の中間試験、生徒の平均点が非常に低い。なぜか原因を調べますと、去年まで小学校で習っていた、例えばAという単元を先生が、復習のつもりと生徒の認識度を見るために出した設問だったんですが、新1年生の生徒は、小学校では学習していなかったため回答できなかつたと、そういうことを聞きました。1年上の子は小学校でAという単元を習っているのに、その次の年次の子はなっていない。これは中学校でAという単元を習うからいいというような単純なことではないと思うんです。1年上の子は、今の子が中学校でAという単元を習う間にBという単元をもう既に習うわけですね。段々に遅れが加速していくことになりかねないわけなんですけれども、町としましては、このような学力低下の懸念についてどのようにお考えですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 14年から実施されております新学習指導要領によります学習の中で、教科学習時間数の減、あるいは学習内容の減等々で学力低下しているのではないかとこのご質問でございます。

このことにつきましては、いろんな議論をされてきているところでございます。新学習指導要領が実施されまして2年目でありますけれども、今後ともその学習効果などの状況を的確に把握していく必要があるというふうに考えているところでございます。今年の2月にも、そうしたことから、文部科学省の方で、全国で抽出でございますが、そうしたテストを実施いたしまして、学力の状況を調査されているところでございます。

この新学習指導要領が実施されました今日の背景でございますが、嶋田議員もご承知のことと思っておりますけれども、10年以前から全国的に校内暴力、あるいはいじめ、不登校などが増加して大きな社会問題となってまいりました。その原因を過剰な詰め込み教育への不適應によるという見解が一般的であったということでございます。

そこで強く求められましたのが、まず学習指導要領の指導内容の精選でございます。次いで、それを具体化する教科書の中の削減でございます。この結果といたしまして、確かに小中学校という義務教育の9年間では、多少の内容の削減がされたところでございますが、その分基礎学力の基礎基本の徹底を図られております。また、削減分につ

きましては、後年の学年に移して学習するというところになっていて、

この学習指導要領の基本理念でございますが、生きる力を培うための方法の一つとして大きく特徴づけられるのが、総合的な学習の時間でございまして、今後も重要視されていくと考えておるところでございます。このこととともに、個に応じた指導を充実させまして、その上に立って発展的な学習や補充的な学習を取り入れていく必要があるというふうには考えられているところでございます。

斑鳩町では、例えば朝の読書の時間を設定いたしまして、読むという基本の習慣づけや読むことの楽しさ、また内容の理解を深めることなどを通して、各教科の基本であります国語力の向上に努めているところでございます。また、少人数学級を活用いたしまして、教科学習の充実を図っております。この2つの取り組みにつきましては、かなりの効果を上げておまして、児童生徒の集中力が上がったということも聞いております。また、その一方では、落ちついた環境で学習に取り組めるように、生徒指導に力を入れ、落ちついた学習環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

しかし、まだまだ不登校の児童生徒が見られる中で、個に応じた指導の取り組みを強化いたしまして、読むこと、書くこと、計算すること、これは古い言葉で言いますと、読み・書き・そろばんということになりますけれども、こうした基礎基本となる学力のさらなる徹底、そしてその上に立脚した考える力を培えることができるような今後とも指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 朝10分間読書をするということですが、それは町内の3つの小学校、2つの中学校すべてやっておられることなんですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変申しわけないです。小学校3校とも、日は違います、時間も違うかもわかりませんが、読書については力を入れていただいております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 時間違うのは仕方ないとしても、日が違うというのは、毎日やっておられないということなんですかね。

私は、東小学校PTAを長い間やらさせていただいてまして、東小学校が総合学習の

テスト校として2年間取り組んで来られたわけなんですけれども、その取り組みを本にして出されました。全学年児童の取り組み初期の経緯から発表までの様子をあらわしたもののなんですけれども、1年から6年生までのすべての先生が児童の国語の表現力の弱さを指摘されておられました。なるほど取り組むことは取り組むんですが、それを発表すると、言葉に出す、文章にあらわすと、そういうことはすごく弱いと、そういうふうな指摘がなされておられたわけなんですけれども、じゃあ国語力をもっと学習させればいいんじゃないかというようなものですが、その授業時間がないわけなんです。一般質問の第1日目にも同僚議員が指摘されましたように、基礎学力があって初めて総合学力、生きる力が生きてくるんです。

私、以前にも言ったことがあるんですが、小学校の学習内容が3割カットされるということは、6年で卒業していたものが4年で卒業やと。中学校においては、3年生で卒業するものが2年生で卒業すると。極端な言い方ですよ、これは。そういうものが今のゆとり教育ではないかなと。例えば一次方程式、これは中学校の先生に聞いたことがあるんですけれども、一次方程式、今の学習内容では6時間しか時間が割かれないようになっています。従来では、現場での時間調整もあって約20時間かけていたと。これで生徒に理解しろというのは無理な話ではないでしょうか。

広島県のある市では、教育長が、きめ細かい指導で学力の定着、向上を図る必要があるとして、毎日放課後10分間テストの補習を指導しているところもあります。香川県のある町では、昨年夏基礎学力向上対策委員会を設立し、学力向上コンテスト、小6と中学校1年から3年までを対象に開いています。鳥取県のある町では、夏休みに、これも昨年ですが、学力アップ講座を開設しました。福岡県では、学力向上フロンティア憲章を出し、ボランティアを集めて児童生徒の補習に取り組んでいます。

そして今、また文部科学省は、当初のゆとり教育から確かな学力という名前の学力アップにシフトを変えてきました。次回の教科書改定版では、従来の学習指導要領とまではいきませんが、今よりは詳しく教える内容の教科書になることが予想されています。だったら今のこの3割カットの時代の児童生徒は、どうなるんでしょうね。教育長、どうですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほども申し上げましたように、やはり人間を育てるところから考えますと、不登校とかいじめとか、あるいは校内暴力とか、今社会問題となっ



ておりますいろんな事件、事故、そういうものはやっぱりなくしてって人間として育てていただくことが一番望ましいわけでございます。その上にやはり学力というものは大変大事でございます。

今、嶋田議員もおっしゃっていただいたように、今日までの教育の中で、子どもたちが表現力が乏しいというお話がございました。確かに今日まで〇・×式の試験であった場合に、暗記をすれば、記憶すればそれでいくわけでございます。最近のように、応用問題といいますか、文章題を多くしていくことによって、その文章の読む力、理解する力というのが、今おっしゃっていただいているように、理解力も乏しいと。そして、物事を伝えるという表現力ということについても、やはり今日までの教育の中で乏しい面があるというようなことから、子どもとの意思疎通がしにくかったのではないかと。そういうことも一つやっぱり総合学習の中でしっかりと伝えられるような学習方法が必要であるということから、自分たちで学習して学んで、自分たちでやっぱり課題を見つけて、そして学ぶ。そして表現、発表をしていくと、そういう力をつけていく。それはどこでつけるのかと言え、総合学習でつけるべきではないのかということ、今回の新しい学習指導要領の中で取り組まれたものだというふうに思っています。

3割削減ということでございますが、実質的に時間的には3割の時間数の削減をされております。しかし、学習内容についてはすべて3割には実質的にはなっておりません。もっと少ないわけでございます。そして、その少なくなった時間を高学年に持っていくということでございます。余った時間を、やっぱりそこで基礎基本、しっかりと基礎基本を教えていただいて、そして理解をする。そして理解することによって子どもたちが学習に対する楽しさといいますか、そういうものもその中で生まれてくるだろうということから、少人数学級でやっぱり理解の遅い子についてはしっかりと、その場所、わからないところを理解できるまで教えていくということが現在の教育の取り組みでございます。

今、嶋田議員もおっしゃっていただいたように、学力というのは非常に大事でございますし、それぞれの学校が違う取り組みをいたしますと、やはり今日までの文部科学省が示してまいりました学習指導要領に基づいて実施いたしておりますと、いろんな差が出てくるかもわかりませんが、しかし斑鳩町としても最近の総合学習を取り入れた中での中学校の郡内の学力テストにおきましても、今年は、先日も申し上げましたけれども、今年は非常に成績がよかったという結果が出ています。これは、その学年のと

き子どもたちの学習の力の入れ方、あるいは先生方の指導もあるわけでございます。子どもたちの意欲の問題もかかわってくると思います。いろんな条件が重なってくると思いますけれども、今年は非常に郡内ではいい成績をとってくれているという状況がございます。

そうしたことも含めまして、今嶋田議員がおっしゃっていただいているように、この基礎基本の徹底とあわせまして、新学習指導要領を踏まえまして学校としての学力向上にどう取り組んでいくかということについて十分また検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 何遍も言うようですが、今の子どもたちが未来の斑鳩なんです。ぜひとも、斑鳩町においても、さらなる児童生徒の基礎学力の向上に力を入れていただきたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

午前10時20分まで休憩いたします。

（午前 9時46分 休憩）

---

（午前10時20分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従いましてご質問させていただきます。今回、観光、環境等質問させていただきますが、ちょっと数が多いのでちょっと早めていきます。理事者側の方々には、その点ご理解いただきますようよろしく願いいたします。

まず、斑鳩町の観光についてですが、お尋ねさせていただきます。私は、今回この観光問題について質問するに当たりまして、斑鳩町内を足とバイクと車で回ってまいりました。斑鳩町の観光協会が出しているいかるがの里、このマップをもとに、全部ではございませんが、参考にさせていただきました。世界遺産のある斑鳩町の観光に対して、受け入れ側として細やかな対応ができているか。そして、町長が公約の中でも、人にやさしいという言葉を使っておりますが、本当にやさしい心使いをしているか。何カ所か

私なりにチェックしてまいりました。そのことについてご質問させていただきます。

まず1番目ですが、斑鳩町の年間観光客数と、地図にある宿と書いてある4カ所の宿泊客数をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 斑鳩町への観光客数と、それと宿泊数ということでございますが、これは14年度でございますが、まず年間観光客数、これは約67万人でございます。そして、宿泊客数は、4カ所の宿泊施設の合計としまして、およそ1,650人であります。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、この数年間の推移についてはどうでしょうか。増えてますか、減ってますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ちょっとばらつきがありますが、平成10年度以降、増えてる年もあるんですが、全体的な流れとしては減っている傾向でございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 減っているということであれば、何かそれに対する対策を講じなければいけないと思いますが、これも含めまして、その後にも出てまいりますので次の質問にまいります。平成18年度完成予定のJR法隆寺駅舎内観光案内所の設置場所と案内ガイド、これは設置するか、どこにするか、ガイドは置くか置かないか、お尋ねします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） JR法隆寺駅の観光案内の件でございますが、現在取り組んでおりますJR法隆寺駅舎整備における観光案内所の設置場所、案内ガイドは、町といたしましては、昨年度の駅舎整備基本構想調査のJR協議段階から、観光案内所、橋上からの展望施設等の設置について検討する意向を伝えておりまして、本年度予定しております駅舎基本設計においてさらに調整を進める考えでございます。この基本設計が完成すれば、おおむね観光案内施設の設置場所等の関係も明らかになってくる、このように考えております。

町といたしましては、駅へおりた観光客が容易に立ち寄れるよう、位置関係等にも留意しながら、観光パンフレットなどの観光資料の提供ができ、また観光シーズンなどに

は案内ガイド等が配置できるような規模等を想定しながら基本設計において協議調整をしていく考えでございます。

なお、観光ガイドの配置等に関しましては、町の観光協会とも十分相談申し上げる中で検討していく予定でございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のご答弁の中で、基本設計から17年度着工で18年度というのですが、今の中で、観光の非常に混んでいるときについてということですが、できましたら年間通じてガイド等も置いていただけるように要望しておきます。ガイドにつきましては、ボランティアでやってもいいという人も町内にたくさんおられます。今後の課題になると思いますけど、そういうことも頭に入れていただければと思っております。

次にですが、初代吉田奈良丸の碑についてです。昭和3年建立のこの碑の所有者、これはわかってますので、町として登記されているかどうか。そして、初代吉田奈良丸さんの曾孫の竹谷初代さんが寄贈されたと聞いております。きょうも、右の方で娘さんと2人でお見えになっておられます。竹谷さんも、初代奈良丸さんの碑を町に寄付したときに、長い間観光名所として観光客に見てもらいたいというお気持ちは今でもお持ちになっていると聞いております。

また、この整備についてですが、木の周りの石垣が、松とモロテヒバの根が張り、崩れかかっております。非常に危険な状態でもあり、一部補修もされておりますが、危険が伴う碑に対してどのようにお考えか。

そして、その進入路ですが、隣の西田さんのところから玄関の前を通って碑に行くことしかできない。西田さんも非常に前を通って困惑しているというふうにおっしゃってますが、今、観光マップで、この地図の中に奈良丸さんの碑もうたっているわけです。現にそこを、中に入ることも、松並木もありますので、その碑の中に入ることもできない。その松並木を横切って、法隆寺との今後の折衝もあるでしょうけど、横切って碑の中に入るということも含めて、今後この碑を観光客に対してどのような拝観をするのか、町としての見解をお聞かせください。1つ目は、町としての登記しているかどうかということを含みましてお尋ねします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） この碑につきましては、寄付いただきまして、今町で管

理しておるわけですが、土地についても同様でございます、登記は済んでおります。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私、引き続きお答えいただく予定でしたが、今後この碑を観光客に対してどのような拝観にし、どのような町としての見解を示すか。ということは、あの今の、初代吉田奈良丸さんの碑を今後町として、あの場所を整備して、そして松並木を通してあそこが見れる状態にするのかどうか、その辺の見解を、町としての見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは竹谷さんからご寄付を受けて、平成9年に受けたものでございますけども、私はやっぱりこの吉田奈良丸さんを広くやっぱり関西はじめ全国に知っていただくということが大事ですけども、三木議員もご存じのように、今5代目の吉田奈良丸さんが、本当に皆さんが認めた5代目の奈良丸であるのか、そういういろんな問題等がございます。我々もその点については非常に研究をし、たまたま私の方の町で盆踊り大会をしたときに来られたのが、私は第5代目の奈良丸だということから、私は竹谷先生にもお会いさせて、そして墓参りもされているわけですけども、ただどうも浪曲界では、もう1人女性の方がおられますけども、この方とは合わないというのか、非常に難しいところでございます。

その中で、私はやっぱりこの吉田奈良丸さんを後継、引き継ぐということで、議会からもそういう、松田議員でしたか、一般質問を受けて、この斑鳩町に吉田奈良丸というのを伝統をすべきだということで、毎年12月にはいかるがホールで吉田奈良丸さんの、5代目ですけども、そういう形をやっていただいています。このときにも、松田議員ら議員さんもたくさんご出席いただいて、この浪曲節を聞いていただいた。

そういうことを進めますけども、果たして今この若い方々が、吉田奈良丸さんがどうかということがなかなかわからない。奈良丸節がどうかということがわかっていただけない。それを我々宣伝するのが大事でございます。私は、でき得れば、あの碑を毎年12月なら12月にいかるがホールで奈良丸さんがやるときに、あそこでお参りしてやっていくことも大事であろうと。

ただ、三木議員がおっしゃるように、松並木の参道を真っ直ぐ抜けということについては、法隆寺さんは恐らく認めない。私は西田さんの前を通ることは、当然あそこを通

らしていただいて、あそこはそういうことですから、そしてそういうものを継承していくということは私は大事であろうと思いますし、今後ともそういうことについて、町民が、まず町民がこの吉田奈良丸さんを守っていくんだという気持ちにならなかったら、私はなかなかそう簡単には盛り上がりません。何でも一緒です。いかるがホールをつくっても、やっぱり魂を入れなかったら、何ぼいい演奏家を呼んでも観客が来なかったらだめなんです。その観客をどうしていくかということによって、いや、いかるがホールはいいホールやと、観客も我々が演奏するのも一体となってやっているということがだんだんと浸透してきて私はホールの状況等が出てくる。

だから、吉田奈良丸さんも、我々は後世に何とか引き継いでいこうという努力はしていきますものの、やっぱりみんなが、町民が、まさに吉田奈良丸さんというのはこうして歴史があるんだということの認識を持っていただかなかつたら、そう簡単にはこの奈良丸さんを守っていくというだけではいけない。そういう点については、我々としても、職員ともども創意工夫を凝らしながら努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、町長からの答弁がございました。奈良丸の碑を譲り受けて町が今管理しているということですが、私も今5代目さん、奈良丸さん、それから女性と言われた春日百合子さん、この件も私聞いております。そういう事情もわかった上で、やはり竹谷初代さんが今も元気でいられるわけですから、やはりあの碑に関しては、今町長がおっしゃったように、やはりあの碑を、寄贈を受けた以上はやはり守って、やはりこれからも年に1回12月にある、5代目奈良丸さんがお見えになります。カラオケ大会もやると聞いております。そういったときにも皆とお参りできるように、今の1つの問題としては、今の町長の答弁だと、西田さんの前を通らなくてはいけないとなると、西田さんのご好意を受けなきゃいけないということになります。西田さん自体は、余りその道路について通ることは歓迎してません。ですから、そのことについて今後、やはり西田さんとの問題、それから法隆寺とのかかわり、こういったことも、今一つも、西田さんのところを通してしまうということじゃなく、やはりそれは西田さんもご迷惑なことです。まず法隆寺と町がかかわって、あそこを何とかあけてくれないかということ、まず、これから少しは時間がかかっても調整いただきたいということをお願いしておきます。この碑については、是非是非後世に残していただきたいと思っております。そういうことをお願いして次の質問に参ります。

4番目の空風呂についてですが、生涯学習課からも、文化財としてではなく、斑鳩町の社会や風俗面として特色あるものと考えられるというふうに聞いています。

それで、まずこの空風呂について、再建できるかどうか。いきいきの里の建設の際に空風呂の再建も検討されたと聞きますが、今後、増築計画の中で、空風呂の再建をもう一度検討するという事は考えられますか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 再建する考えはございません。といいますのも、私はやっぱり今の風呂は、今新しい施設どんどんできますけれども、やっぱりクワハウスとかジャグ風呂とかいろんな関係の新しい施設がでてまっています。私はこの空風呂というのは、みんなが守ってこられて、そして言うたら空風呂の人気というのはあったんですけども、結局法隆寺さんにとってはやっぱり裏山ですから、万が一火事が起こった場合はどうするかという問題があったんです。法隆寺さんはかなりやっぱりそういう点では言っておられるんです。そういうことについても、やっぱり色々と町としてもそういうことを聞きながら、できるだけ延命を図ってほしいということもお願いしてきたんですけども、もし万が一起こったら、今は世界遺産ですけども、貴重な財産ですから、そういうことを守っていくのも大事なことです。今の時代としては私は空風呂そのものについては、新しいそういういきいきの里等に、色々と検討しましたがけれども、最終的にはこの採用をしない。また、するとしたら、ああいうジャグ風呂とか、あるいはクワハウスのようなものがやっぱり当然必要でございますけれども、やっぱりそういう最小限の関係等について努力をしてまいったところでございますので、そういうことのご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、いきいきの里での再建ということはちょっと難しいということであれば、観光施設として、風俗面を考えた上での観光施設での移築という面で再興できないか、いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） この空風呂につきましては、先ほど町長の方から答弁ありましたように、また議員もご承知のとおり、過去には多くの住民の方が利用するなど、また風物面におきまして趣のあるものであったというふうに伺っております。しかし、現在は、先ほど町長申しましたように、いろんな理由があって現在は利用されていな

い、このような状況です。

そして、議員はこのような過去のそういう文化的な要素のあるものを当時の風物詩として、これを観光資源として利用できないのかというご質問かと思いますが、この移築につきましては、当該施設が、これがまず法隆寺の所有であること、そして次に移築先の確保、移築後の維持管理、そしてこれらに対する色々な費用というのが発生してきます。こういったことを考えれば、移築して観光資源として用いるのは非常に困難であると、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この空風呂の件につきましては、早急な解決方法というのはちょっと難しいように思われます。歴史的な風俗面の建物として私も非常に興味を持っておりますので、今後は町民の方々の署名等を持ってまたこれを再興できるような形になればと私も運動してまいりたいということでこの質問については終わらせていただきます。

次に、5番目の竹藪トンネルの整備と緊急道路の併用についてですが、竹藪トンネルは、足元が悪く、つまずき、捻挫等の事故が伴う可能性があります。平坦で通りやすい道にならないものか。そして、また途中でひらけた畑に出るんですが、そのところで左にも行けるし右にも行けます。そのところに矢印の看板等は置けないものかどうか、その点2点あわせてご質問いたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の道路は、周辺の農地、山林をお持ちの農家の方々の管理用道路として利用されてきたものでございます。従来から地元の方々に、草刈りや道路のこぼこの修繕などの維持管理がされておるところでございます。竹藪で囲まれました自然に親しむ道としてマップにも紹介しておりまして、路面につきましても、自然の状況を保全する必要があると、このように考えております。

そして、案内板の件ですが、私自身も現地を見ておりまして迷ったことがあります。この件につきましては、現地の状況、土地の所有権など、その辺のところを調査しながら案内板等の設置について今後検討していきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） では、それはそのような形で進めていただけるようお願いしておきます。それと、緊急道路についてですが、この場所は、やはり自然な、周りとの



調和ということも考えますとのんびり歩いていただくという、そういう場所だと思いますので、今後その上の池の方に新しい道路ができるということも聞いておりますので、そういうことができないかということの提案だけにさせていただきます。

次に、マップ上では全コース散策とこのマップではなっているわけですね。散策道路です。半日で行けるということでなっていますが、全コースサイクルコースにならないか、自転車で回れないかということですが、これは私の調べた範囲ですが、この竹藪のところを一部整備すれば、このマップ上は全部自転車でも回れると私思います。その辺について、一部、畑の方になりますがあのおりていくところ、あの辺の整備をしたらサイクルも通れる。先ほど私自然の調和ということですが、できましたら自転車ぐらいは通れるような道にさせていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご質問の散策ルートの件でございますが、これは半日で斑鳩町を散策できて、いろんな方面から見渡し、また地域に残された隠れた斑鳩のよさを見ていただくために検討し設定されたものでございます。当然自転車で回っていただくのも結構ではございますが、歩いて見ていただくと、そのようなためにルートを決めたものでございますので、自転車で走行できない箇所、先ほど議員おっしゃいました竹藪トンネルのところもございますが、そういった箇所もございますが、この点についてはご理解いただきたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） その件につきまして、それではよろしく願いいたします。

次の法隆寺の年間拝観者数と世界遺産10周年記念計画はどのようになっているでしょうか、お尋ねします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、法隆寺の有料年間拝観者数でございますが、平成14年度では61万5,415人となっております。

次に、世界遺産登録10周年記念計画についてでございます。本年は、平成5年12月に法隆寺地域の仏教建造物が日本で最初にユネスコの世界遺産に登録されてから10周年の記念の年となることから、法隆寺、日本ユネスコ協会連盟等のご後援をいただき、人類共通の遺産を後世に伝え、地域の歴史を知ることから始まる地域文化の活性化と斑鳩町からの情報発信を行うことを目的として、11月15日、土曜日でございますが

、11月15日に法隆寺世界文化遺産登録10周年記念シンポジウム「法隆寺の歴史と聖徳太子の周辺」を開催いたす予定をいたしております。

内容でございますが、現在国際日本文化研究センター顧問をされております梅原猛氏による基調講演と、法隆寺管長の大野玄妙師、劇画家で声楽家の池田理代子氏、作家の立松和平氏、大阪外語大学教授の武田佐和子氏、読売新聞社の大阪本社の編集局編集委員の坪井恒彦氏らによるパネルディスカッションを予定しているところでございます。そういった内容で実施いたします。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 講演会とシンポジウムと思います。私はなぜこの問題を取り上げたかといいますと、10周年ですね、やはり大きなイベントになります。イベントですので、できれば町の方々と法隆寺と、町が間に入って何かお祭りできないかというようなことを私は願ってました。やるのは今言った講演会とシンポジウムだけということなんで、10周年の行事にしてはちょっとさみしいのではないかというふうに思います。

それと、子守神社には、12月の1日に、西里地区の人たちが、あすこは鎮守の森ということで提灯行列をすると聞いてます。そういう一つの子守神社でさえそういうようなお祭りをするとということです。

ですから、私は提案として、やはり法隆寺と町がもっと町民も含めたそういうお祭りができないものかということをご提案申し上げて終わっておきます。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、三木議員が法隆寺とか子守神社等関係をおっしゃいますけども、ただやっぱり議員の中には政教分離とおっしゃる方もございますから、この辺の注意だけは十二分にしなかったら、我々何でもええわ何でもええわということでやらしていただいてですよ、また最終そういう問題になったらやっぱり皆さん方にご迷惑をかけるわけですから、そのことだけをやっぱりはっきりしとかんと、何でもいいわという祭りじゃなしに、この部分はこの部分であると。以前は、共産党さんは平和祭りをせよということで賛成しておられたんです。しかし、また途中で、こんなん秋祭りはあかんとということをおっしゃっているわけですから、そのことをやっぱり十二分に議論しなかったら、せっかくいいことをしながら、皆さん方の税金を使いながら、できるだけやっぱりみんなが喜んで参加できるような私はやっぱりお祭りにしていきたいと考えておりま

す。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 町長の今のお話にもございました。確かにそういう政教分離ということもありますので、当然我々議員としても配慮しなけりゃならないと思いますが、私はやはり町と法隆寺がもう少しコミュニケーションをとった、一体となったお祭りができないものかなということをおし上げてつもりでございます。

それでは、次の質問にまいります。次は、法隆寺の町営駐車場についてのお尋ねでございます。まず、ちょっと私色々あるんですが、時間に制約があります。できるだけ手短かに言いますので、即答でお答えください。

料金改定ですが、現行2,800円になっている根拠はどういうことでございますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 平成9年度に2,500円から2,800円に変更しておりますが、これは当時物価のスライド等を算定しながら、また奈良県内の公共駐車場料金をも参考にしながら定めております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 定めているということですが、理事者側の方も調べいただいていると思いますが、県内の駐車場を見ますと、私も調べてまいりました。大仏で2,500円、駐車場ですね。春日大社で2,500円、これバスですが。唐招提寺で2,500円、薬師寺で2,200円という。ここは町営です。直営の駐車場とは同じようにはできないかもしれませんが、私は法隆寺の町営駐車場、法隆寺のお寺自体が直営の駐車場を持ってないわけです。ということは、やはりお寺の駐車場というような、そういう考え方もしてもいいんじゃないかと思うわけです。そうした場合、やはり現行の2,800円。やはり町営ですので、皆さん来た方が、普通は安いんじゃないかと言われるわけです。それが高い。

そして、私はいただいた資料によりますと、駐車場の台数は毎年減っております。にもかかわらず収支は黒字になっております。黒字なのになぜ駐車料金が低いというんでしょうか。その根拠を教えてください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま議員の方からご指摘ありましたように、駐車場

の方で年々黒字が出ていると。このことからすれば、その部分だけをとらまえて言うならば、料金の改定についてこれは検討の余地があると思います。ただ、例えばこれは平成14年度ですが、観光に関する経費、こういったものを全般的に見てみる中で、歳出が4,600万程度あります。歳入が駐車場の料金以外に全体で2,400万。そうすると、差し引き2,200万、これは一般財源から持ち出しとる、このようになるわけでございます。ということは、観光行政に要する費用のおよそ半分を税収等でカバーしておる、このような実態でございます。当然この観光経費の中には、秋祭り、そして観月祭、そういった町民に還元する、このようなものもあるわけでございますが、年間観光客が昨年で67万人と。このほとんどが町外から来られる方、すなわち町の観光資源の受益者はほとんどが町外の方である、このような状況でございます、当然駐車場の利用者は、法隆寺はもとより町内のいろんなところを観光され、そして散策されると。要は観光の拠点になっておる。ただ駐車場だけを利用されると、そういう状況ではございません。

そういったことで、この駐車場の運営により得た利益につきましては、駐車場の維持管理は当然のことですが、それ以外の観光に関連する経費、こういったものに充当すべき、こういったことによって受益者が費用を負担すると、そういう原理が働く、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） できることならば、やはり少しでも安く、段階的に2,500円というところまで落とした計算方法は成り立たないものか、私はこれを提案でさせていただきます。

それから、トイレの改造、小学校の遠足等の休憩場所、昼食場所ですね、それらについてあわせて質問いたします。トイレの改造ですが、ご存じのように今町営駐車場トイレがございます。iセンターの方にもありますが、ほとんどの観光客、そして乗務員、ガイドさん、利用されるわけです。それについて、既にごらんになっていると思いますが、いかがでしょうか。ごらんになっているかなってないか聞かせてください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 観光駐車場のトイレでございますが、私は以前からあのトイレについては、ほかの件もございまして確認はしております。かなり建ってから時期が過ぎてますので、老朽化とまではいかないものの、やはり新設のトイレとは違いま

して、ある程度傷みが出ているというのも感じております。

そしてまた今回議員の方からこういうご質問をいただいた中で、再度、記憶が間違っているといけませんので、現地も確認しております、利用とまではいっておりませんが、トイレの中につきましても、スペース的なことを含めましてすべて確認はしております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 北村部長も現にそこへ行って座って現場を確認していただいているわけです。恐らく入られた方は、小の方は別としても、大の方の和も洋もとてもとても狭くて用を足せるような状況じゃありません。恐らく皆さんご存じだと思います。こういうふうなところで迎えるに当たって、やはりトイレも含めて、先ほど言った細かい心使いですね、ただあればいいんだ、つくっておけばいいんだじゃなくて、やはりそういうところへ来た方が気持ちよく帰っていただけるような、そういうような観光地でなくてはいけないと思うわけです。そういう意味で、このトイレにつきましてもご一考いただければと思います。

そして、遠足のことについて、休憩場所のことについて、含めてですが、先ほどの休憩場所、トイレ、それから小学校の遠足児童の昼食場所、そういうことを含めて、今隣にあります、JAの空き地がございます。この辺について、借り上げたり買い取ったりして、町として今後そこを有効活用するというお考えはございますか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、JAの農業倉庫の跡の買い上げて等は全く考えておりません。遠足等については、iセンターの2階の多目的ホール等をご利用いただくということで、ああいう2つの会議室等の関係等にしておるわけでございますので、あらかじめそういう予約というのか、ご連絡があったら、そういう点でiセンターの2階等をご活用をいただいたらと思っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） JAの場所ですが、私もそう簡単にあそこを使ってということはないと思いますが、JA側は、あの場所について、町が借りるなり買うなりすることについては十分に相談に乗れるというご見解もいただいております。ぜひ町としても、今後そういうことを含めた、トイレのことも、乗務員の休憩室も含めた、散策して法隆寺、法起寺を見せるときだけではなく、やはり来られた方が気持ちよく帰っていた

だけのようなそういうやさしい心使いをした観光地になってもらいたいと思うわけです。そういう意味で、私も今何点か挙げましたけども、最後に観光問題については、町長として今後の観光振興について、短期、中期、長期、3年、5年、10年ぐらいの展望についてお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この観光等については、非常に観光協会はじめ斑鳩の観光ボランティアの方々、特にご努力をいただいていることに敬意を表しているわけでございます。

特にやっぱり、JR西日本にとっても、この法隆寺、世界遺産という中で、やっぱり法隆寺というのは貴重なものであるということで、いよいよ9月の13日から12月の20何日まで、「奈良を習おう」という104日間のキャンペーンを張ります。その中でも、10月11日には、JR西日本は、「斑鳩の里歴史ウオーク」ということで、秋祭りと合体をしながらこの予定を入れております。特にその中でも、先だって9月4日に私はJRの土屋支社長とお会いした中で、町長さん、特に法隆寺は非常に気をつけておりますよということで、JR法隆寺駅の関係等については、今度、新幹線とスムーズに接続できるように、新大阪から西九条、天王寺、王寺、法隆寺、奈良という快速が週末、土曜日に13日から11月29日までの土曜日の日1便出ます。なぜ小泉や郡山を抜いたかと言われたら、やっぱり法隆寺は世界遺産の町である。その中で法隆寺はやっぱり貴重な存在として、私らは、支社長にここへ来てもそういうことを絶えず気にしておりますという話の中で、そういう設定をされております。

そういうことで、私はやっぱりそういう方々との関係等について、当初JR西日本でも快速が法隆寺が必ずとまると、10分に1本はこの法隆寺はとまるということで非常に便利であると。昨今は小泉が橋上化されたために、区画整理されて、車の方は小泉に行かれる方がちょっと増えたというような方もありますけれども、いずれはやっぱり私は法隆寺の駅というのは、やっぱり玄関口ですから、そういうことも十二分に守っていかうと思います。

その中で、私はやっぱり法隆寺の観光客そのものについて、私は67万や70万という議論をするよりも、いかにこの斑鳩へ訪れて、本当に法隆寺を拝見し、また法起寺、法輪寺、あるいは三塔をながめ、また竜田川とか、そういうところを散策されて非常によかったと、またもう一度行こうという気構えをしていくことが一番大事であろうと思

ます。特に私はやっぱり、この近隣の関係等については、生駒郡とか、あるいはそういうものを視野に入れながら、平群、三郷、斑鳩、そして奈良をやってますけども、私は隣の郡山も、非常に金魚の町ですから、ああいう金魚すくい大会をしますから、郡山、法隆寺・斑鳩という連携も一つ考えていくこともこれからも大事であろうと。特に安堵町に行けば、今村邸もございますし中邸もございますから、そこらをリンクした、これからの構想というのはそういうものにかかってくるのではないかと。

ただ、やっぱり、今奈良県がサイクリングロードということで、今富雄川のところを工事やっています。東洋シールのところですね。あそこはずっと自転車道路を、知事は構想で今度御幸橋のところにも自転車道をつけるようでございますけども、そういうことで何とかこの自転車道路をしていきたいということで知事さんは努力をされてますけども、やっぱりサイクリングも非常に多いことですから、サイクリング道路の確保等も今後考えていかなければならないと思います。

私は、やっぱり中・長期的に、法隆寺の世界遺産を中心した仏教建造物を守っていくことも大事ですけども、その中で色々とお寺がやっぱり改革し、我々としてひらかれた寺ということですから、ああいう音舞台をやったり、あるいはそういうことをこれから大いにされていくと思います。そういうことについて、やっぱり町民が協力していくということも大事であろうと思います。

また、あわせてこの藤ノ木古墳がやっぱり関心を呼んでおりますように、今私は総務省へお願いしておるのは、記念シリーズで藤ノ木の切手販売をしてくれないかということで、今年はキトラ古墳ということで決まりましたけども、何とか藤ノ木というあの馬具、あるいは杏葉、あるいはそういうもののシリーズが私はやってほしいということを総務省に陳情申し上げ、近畿郵政局、竜田郵便局等、あるいはそういう関係等について努力をしながら、そういうものの活性化を図っていきたい。

そして、色々の関係、おっしゃったように、やっぱり観光のアクセス、今奈良県が申されているように、半日圏構想、特にやっぱり道路網を整備することが大事であろうと。京奈和道路を早く早期に完成をさせていく。あるいはこういうかかるがパークウェイについても早く完成をしていくということによってアクセスを呼んでいかなかったら、私は京都まで来られたかて次は神戸行っちゃうと、奈良へ来ないんですということが大半ですから、やっぱり奈良に客を入れ込むことが一番大事であろうと。そうすれば、今現時点でも、1日1便ですか、王寺から法隆寺、そしてずっと奈良ですね、奈良でとま

ってそのまま、本線一緒ですけども京都まで行くんです。私はあれを奈良行きと言わんと京都まで行くような列車にせよと言うとるんですけども、奈良では必ず一度おりてくださいと。おりてしもうたら、そのまままた京都まで行くということで、お客さんからえらいおしかりがあるということで、私は以前から世界遺産号というものを走らせてくれということをお願いしてきたんです。そしたら、JR西日本は非常に努力されて、一度研究しましょうということで、今研究をいただいて、今宇治までは複線きてますけども、宇治から以降の複線等についてやっぱり努力をしていくことによって、いずれはやっぱり王寺、法隆寺、あるいは奈良、そして城陽、宇治、そしてまた京都ということぐらの列車を走っていくことが、またこれ我々にとっては一番観光客の増えていくことであろうと考えておりますし、そういう点と線を結んでいくそういう観光行政をしていかなかったら。

それとあわせて、私はやっぱり、町民の方々がやっぱり心から歓迎できるような態勢づくりをしていくことが大事であろうと。今まさに観光ボランティアが今100何人登録されてます。この方は非常に熱心です。そういう方々がたくさん増えてくることによって、斑鳩、あるいはこういう周辺が、非常に観光行政が発展していくのではないかなと考えています。いずれにいたしましても、みんなの協力なくして、おそらく他府県から来ていただけるお客さんをどういかに我々が受け入れていくかということがあると思います。

それと、あわせて、やっぱり今色々とおっしゃっていただきましたように、旅館等についても色々誘致をしておったわけですけども、厚生年金いかるが荘についてもなかなか今でき得ないということもございますけれども、今グランドホテルがようやく再開をされてちょっとはお客さんが増えているようでございますけれども、いずれにいたしましてもできるだけそういう点について、これからみんなと協力しながらこの観光行政を盛り上げてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、今の観光については、町長も公約で申される人にやさしい心使いということをお述べられております。そういうことを根底に今後観光産業に力添えをいただきますようお願いして終わらしときます。

次ですが、ちょっと時間も過ぎております。あと20分しかありません。

それで、町長今お話いただきましたので、町長の5選の件について先にお尋ねします



。

町長は、5選後2年を過ぎましたが、9月2日の議会冒頭においても現状報告がありましたが、改めて一般質問でご質問します。町長の8つの公約、自己裁定としてどうでしょうか。今後それについての、公約の実現性についての豊富をお聞かせください。手短によろしくお願いいたします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、現在5期目に当たり、私の政策目標であります「人にやさしいまちづくり」の基本理念に基づいた斑鳩町のまちづくりの実現に向け、住んでよかったと思われる、個性的かつ魅力ある地域づくりを目指して頑張っておるわけでございます。

この2年間を振り返ってみますと、県下市町村で初のISO14001の認証取得をはじめ、健康いかるが21計画策定、いかるがパークウェイ及び法隆寺線の整備など、議員皆様方のご支援、ご協力のおかげをもちまして、ほぼ順調に推移しており、この場をおかりして改めてお礼を申し上げたいと思います。

特に私は何言いましても、一番懸案であった、私は昭和62年・1987年に、みんなの議員さんが、何が斑鳩町の遅れであるかということ、やっぱり都市基盤の遅れであると、都市基盤の整備をすることが懸命であるということ、満場一致ですよ、議員さんがすべてがそういうことで諸手を挙げてやっていただいたんです。そのことが今日ようやく、10何年になって初めていかるがパークウェイの400メートルができ上がったんです。恐らく皆さん方は、町長が誕生してあのパークウェイがどうなるか、あるいはこのバイパスがどうなるかということは、本当に、恐らくあの若い町長でけへんやろうという話やったですけども、私はやっぱり粘り強く、皆さんと協議をしながら、色々怒られましたよ。怒られた中でもやっぱりそういう努力、やっぱり議会の皆さん方の色々な熱意があったからこそ私はやっぱり斑鳩の方向づけというのは、この都市基盤の、私はこの都市基盤のいかるがパークウェイ、郡山斑鳩王寺線ができなかったら、ほかの道路はできませんよ。必ず都市計画道路、この道路ができなかったら、ほかの法隆寺線にしても、あるいはまた安堵斑鳩王寺線にしたってできませんよ。まずこれをかかっていって初めてほかの都市計画道路ができていくんです。ようやく今、日の目を見たわけです。この努力が私はやっぱり、みんなが議会と一致して、そういう協力態勢のもとに私はでき得てきたと思います。やっぱりだれしも、反対は簡単ですよ。だれだって反

対したらいいんですよ、今の時代で。しかし、やることはやっぱりやっていかなかったらでき得ないんです。何もしなかったら一番税金も使わないんですよ、普通のことさえしてたら。それが一番評価されるんです。しかし、やっぱりあえて難しいことを避けて通れない、そのことをやっぱり、ごみの問題にしたって、高安、幸前、睦、あるいは高安西、あの方々の感情を考えたら、私は2回ですよ、あの目の前で、町長そんなもん撤去せいと、明日から止めやということは何遍も目の前で言われたんですから。そのことでも我慢強くやっぱりやっているんですよ。そのために私はごみを減らそう、そういう努力をしようということでとりかかっているんです。そのことが、やっぱり斑鳩町の町民が広く浸透されて、どこ行ったって私は、斑鳩町さんはものすごく進んでますねえと、やっぱり町民の方々が必ず分別されてやってまっしゃないかということを知りたくて。私はやっぱり行政の熱意と町民の熱意があるからこそできるんですよ。この気持ちで私は、一日一日私は努力をさせていただいて、私はこの気持ちを忘れたときには、政治家として私は引退すべきだと思っておりますし、私は情熱がある以上は、一日一日大切にしながら、これから斑鳩町を伸ばしていただける職員を育てていきたいという気持ちで進んでおります。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、町長の非常に熱い、情熱を持った公約についてのお話、ご答弁いただきました。ぜひその情熱を今後も、そして今8つの公約をお話いただきましたが、残る2年足らずの間の残る公約についても実現するように、熱く熱く語られた今の言葉を私も信じて町長のこの5選についてのご質問を終わらせていただきます。

次ですが、順序飛びます。電子自治体についてですが、町としては、8月20日に発行した住基カードを、ソフト・プログラムを今後システム化を図って進めていく考えがありますか。具体的に、介護、育児、環境保全等予約システム化にしていくか、またその実施時期についてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この住基カードのICチップの空き領域を利用して、住民基本台帳ネットワークのサービス以外にもさまざまなサービスを提供することが可能であります。そのうちの1つに、この11月から運用が始まるとされております公的個人認証サービスであります。当町におきましても、その利用状況を見ながら、住民票の写しの請求や転出届、町民税の申告、年金関係手続等の電子申請について検討してまいりた

いと考えております。

この公的個人認証サービス以外にも、ＩＣチップの独自利用領域を活用いたしまして、各種検診の申し込みや本人の検診結果の紹介を行うことのできる成人保健サービスや、公共施設の利用予約や予約内容の確認を行うことのできる公共施設予約サービス等独自のサービスを行うことも可能となっております。

現在のところ、この独自利用領域を活用しての独自サービスの提供は考えておりませんが、今後住基カードの空き領域の利用については、当町としてもどんなものが導入できるかどうかなどについて検討を行う必要もあると考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 電子政府の件については、全国の自治体でも急速に取り上げており、ＩＴ革命はこれから本番だとも言われております。今後とも町としておくれることのないように対応していただくよう希望して終わらさせていただきます。

次に、国道25号線三室交差点の王寺方面西側歩道の安全対策についてですが、元マツダアンフィニ西大和跡地より三室交差点までの歩道表面整備をどう考えるかをお答えいただきたいんですが、今も事故が起きております。その辺について、国交省との問題等もありますが、町としてのお考え、大変申しわけございません、時間がございませんので、一問一答でお答えください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘のところですが、現在国では歩道の設置など交通安全にかかる事業につきまして、人身事故が発生する割合が高い箇所、それらにつきまして積極的に事業をしていくこととされておまして、今年度中に国道における事故危険箇所に係る交通安全上必要な対策について検討を行われる予定と聞いております。

なお、この区間では、国や県で三室交差点から王寺方面に向けて国道25号の根本的な改良を行うべく、現在都市計画の変更の計画がなされているところでございまして、その中で安全な歩道についても配慮された計画となっていくものと、そのように考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この25号線の件につきましては、先日も一部コンクリートの塊がありました。それをとっていただきました。今後、グレーチングを狭くしたりということもお考えだと思います。それから、地権者との広げる云々の問題もあると思いま

すが、すぐにはいかないと思いますが、少しずつでも安全対策ということを頭に入れた対策を考えていただきたいと思います。

次にですが、順序不同になって申しわけございませんでした。環境問題についてですが、歩きたばこ、空き缶ポイ捨ての禁止条例の制定についてですが、これの、町が回収している空き缶について、その処理方法は、処理業者の委託内容についてですが、大変申しわけございません、子ども議会でもこの問題を取り上げられているという経緯もございまして、それから時間の制約もございまして、この点については、大変申しわけない、割愛させていただきまして、その次の全国で歩きたばこ、空き缶ポイ捨て罰則条例は幾つありますか、その辺の把握している状況をお聞かせいただきます。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私どもはインターネット等で状況等を把握いたしております。その結果でございますけれども、今現在で罰則等を設けて条例を施行されている自治体が3つございます。また、本年10月に罰則規定を設けて条例を施行される予定の自治体が4自治体ございます。そして、罰則規定は設けておりませんが、そういう啓発をしていこうということで取り組まれている自治体が1つあるというように把握をいたしております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私はもう少し具体的にその自治体名を挙げていただけるものかと思ったのですが、それでは、実は私この歩きたばこ、空き缶ポイ捨て運動については、現在斑鳩町においても、町の条例の中にこの禁止条例があるということは把握しております。ただ、今、1番目の観光の問題について取り上げましたけれども、やはり世界から日本各地からこの斑鳩町に来るわけですから、そこで美化運動、それからモラルの向上ですね、こういったものを啓蒙して、目的と期限と行動を持っていくために今後そういう運動もしていきたいということでの今回の環境問題の提案なんですけど、その1つの中で、これは実は千代田区のチラシです。これは、私も今回のこの中で言いたいのは、決して罰則条例云々ということではなくて、厳しいのは条例ではなく、モラルをなくした現実ですと、ここのとこだと思っております。

ですから、これから平成18年の法隆寺駅舎ができてくるわけですから、それにのっとって、やはり地域を決めて、法隆寺駅から北口、県道、それから並松を通過して、それから先ほどの吉田奈良丸さんの碑の前を通過してそして法隆寺に行く。そして、法隆寺の周り

の三塔、この辺の地域を地域限定をして、今から平成18年度の法隆寺駅の完成までの間に、やはりそういったたばこのポイ捨て、くわえたばこの禁止啓蒙、それからたばこ、空き缶の捨ててある場所のチェック、千代田区では、やはり1年間場所を決めて、その捨ててある場所を全部チェックしてます、何個、何個、何個と。そういうことを実際にやってきて、それでもだめならということ、千代田区というのは、これだけ周りに水道橋もあり皇居もあり、色々と大きな施設があるわけです。そういう意味で、日本で第1号の罰則禁止条例ができたわけです。

やはり私は、今回のこの件につきまして私なりに調べて、今全国で何か所かあるわけですが、その中で私日光市なんですけどね、ここは罰則条例はないんです。ただし非常に、世界遺産でもあって、日光市では、日光市環境美化都市に関する条例により、平成15年5月1日から喫煙の新しいルールをお守りいただくことになりました。大自然と歴史的文化遺産を保護し、環境美化を促進するため、皆様方のご協力をお願いしますということで、美しいマナーで日光をお楽しみください。喫煙は灰皿のある場所、日光市全域たばこのポイ捨て禁止。世界遺産日光の社寺エリアは歩きたばこ禁止というような、こういうようなことを啓蒙して、罰則条例ではありませんけどね、してきてる。私たちのこの斑鳩の法隆寺と似たような今背景があるわけです。

ですから、これからも、一応期限を決めております、私なりに。18年度までに、駅ができるまでの間、やはりそういうボランティアの方々、地域団体の方々、それから商工会の方々、それからボーイスカウトの方々も含めて一緒に運動もしていき、そして啓蒙し、そして法隆寺の駅から法隆寺に来るまでの参道の間、やはり道案内もあり、それからプランターもあり、いつもそこにはごみがないということを啓蒙していくということが、私今後これに対しての1つの大きな課題ではないかなと思っております。

先ほど申しあげましたように、やはりこれは罰則を設けて罰則とともに押しつけるんだと。千代田区では今2,000円ですね。そういうことをするということではなく、啓蒙していきながら、18年度中には、駅もきれいになり、駅からおりてきたら、駅員の方もあいさつよかった、それからガイドさんも非常に親切だったと。この間も私法輪寺へ行きまして、福本サイクリングで借りた案内マップを持って歩いている方に聞いたんです。どっから来られましたか。東京からです。きのう、きょう研修で来て、奈良市内を今観光してますと。それで、京都は非常にみやびやかなところだが、奈良は非常に素朴で牧歌的でほっとする。私みたいな東京人が、都会人がこの奈良に来るとほっとする

。だから、こういうものを残してもらいたい。きょうもサイクリングや歩いてきたけども、途中でわからないところがあって道を聞いたけど、その方々が非常に親切に教えてくれたということを知っています。私その言葉を聞いてほっとしました。やはり斑鳩町は、法隆寺という歴史的な遺産があり、非常に周りもこういう木々があり川があり竜田川があり大和川があり、こういう風景の中の自然を生かした環境の中で、観光も含め、そしてこの環境問題の美化運動も進めていって、やはり来た方々に、ああ斑鳩は非常にきれいな町になったな、ああ、みんなあいさつもしてくれて気持ちよかったなという細かいところまでも心配り、気配りをしたこれからの町政、私たち議員も含めてやっていければと願っています。

きょうちょっとはしょっての話になりましたけども、私今回については、観光と環境というテーマでしたが、やはり来た方々が気持ちよく帰っていただく、きれいな町だったと言われるような斑鳩町の町になればと。そして、いくいく私は、斑鳩町あいさつ運動ということも進めていきたいと思っております。これをもちまして私の9月度の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 通告に従い一般質問をいたします。

まず最初は、公共事業に伴う不動産登記業務の発注の見直しについて質問いたします。

奈良新聞に、去る5月14日から3日間連続で掲載されました公共事業に伴う不動産登記業務の発注について、県は随意契約を見直し土地家屋調査士間で競わせる入札導入の考え方があることを5月15日に明らかにされましたが、町はこのことをどのように考えておられますか。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この公共事業に伴います不動産登記事務の発注に関しましては、

競争制の導入を図るべしとして多くの問題視がされた経緯がございます。こうした問題解決に当たりまして、競争原理の導入、公嘱委託というのは非常になじまないという難しさがある中で、町といたしまして測量業務と登記業務を分割して発注する方法を講じまして、平成12年度に試行的に行ったところでございます。これは質問者もよくご存じやと思うんです。しかし、測量と登記を一体のものとして扱う土地家屋調査士法のしぼりに拘束されまして、競争性を生かすまでには至らなかったところでございます。したがって、現在は、登記業務に必要な測量部門につきましては、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と単価契約を行い、随意契約をもって実施をしております。

質問者は、県は随意契約を見直し、土地家屋調査士間で争わさせる入札の導入の考えを明らかにしたと、これは先ほど言われましたように、5月の15日、奈良新聞でございましたが、明らかにしたと言われておるわけですが、私どもが知る限りにおきましては、今年8月に土地家屋調査士法が一部改正され、この中で土地家屋調査士の業務にかかわる報酬基準が廃止されました。この廃止に伴い、新たに業務報酬の積算のための基準を制定されようとしております。基準の制定はまだされておらないわけですが、報酬基準の制定をされるということをお伺いしております。

こうしたことに伴う県の考え方でございまして、県は、条件を整えば競争原理を導入していきたいとのあらわれであると、このように考えております。現時点では県は、明確な見直しを行い入札の導入は図っておらないと思っておるわけでございます。また、そういうようなことはされておらないわけでございます。

今回の法改正におきましては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の位置づけ自体には何ら変わりはないわけでございまして、公共嘱託登記の業務委託も従来どおりでございます。公共嘱託登記土地家屋調査士協会に行うことのも理由も変わっておらないところではありますが、この法律の一部の改正に伴いまして、土地家屋調査士が共同して調査士法人を設立されることにもなっておるわけでございます。こうした中で、調査士が調査士法人を設立した場合、数人によって共同で設立した場合には、その条件が整ってくると、このように思います。

そういうことから、競争原理の導入は当然考えられるし、またその競争原理の導入をもって入札を執行していける条件を整えるのではないかと、このように思っております。したがって、こうした場合においては、競争原理の導入を図ってまいりたいと、このように思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、助役の中で、条件を整えばということなのですが、実際には私は奈良新聞のこれを見る限りには、相当県が公嘱協会自身に偏った発注をして、法務局からも改善指導をされた。やっぱり競争入札をしてへんから随契の中で力のある人が仕事をとっていくというふうな形の部分が出てきて、それが結果として非常に不均衡な発注の仕方になっていると思います。これは、住民から見ても非常に不透明に見える公共事業に伴う不動産登記の発注は、私は斑鳩町も競争入札を入れて、よりよい仕事をより安く行うためにもっと私は努力すべきやと思うんです。

私は、その中で、奈良新聞を見る限り、県でもこのように非常に偏った発注の実態が明らかになりましたが、斑鳩町の実態につきましても、私が調べた限りにおきますと、斑鳩町の公共事業に伴う不動産登記業務の委託契約の結果を平成12年から14年までを見て調べてみました。そしたら、少なくとも、ちなみに公嘱協会に発注した公共事業の発注は、平成12年度で見ますと、これは一例ですが、町会議員である小野楨雄土地家屋調査士の請負額は233万6,250円であったのが、議長になった平成13年度では633万3,555円であり、3倍ぐらいに増えてます。それと、前年度に引き続き議長となった平成14年度でも510万8,250円であり、12年度の請負金額より大幅に増えております。町民からすれば、偏った事務発注であり、疑念を抱かれる結果となっております。今後は、公嘱協会に委託せず、斑鳩町の土地家屋調査士間の競争入札にすれば、少なくともこのような疑念は抱かれることはないと思うんですが、それについて再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、個人の調査士の偏りによる指摘をされたわけでございますけれども、私は地域性や社員の事務所、この形態によりまして若干の偏りが生じることは避けることはできないのではないかと、このように思っております。斑鳩町におきましては、ほとんどの土地家屋調査士がこの公嘱協会に加入をしておるわけでございます、その社員となっております。そのようなことから、やはりご指摘のように、できるだけ偏らないように慎重な、また公平かつ適切な対応が望まれることは確かでございますから、そういうことも含めて指導してまいりたいと、このように思っております。

以上です。



○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） ほとんど今まで、私もこの件については何回か質問をさせていただきましたが、大体助役の答弁というのは同じような答弁で、今回多少進んだかなと思うのは、条件がそろえば競争入札の考え方をすることなんですね。

ただ、私は、確かに偏りというのがありますけども、実際に、これは以前からずっと言うてきたことなんですけど、単価を契約して通常よりも安くやりますということで公嘱協会に委託している。そやけど、実際にそしたら公嘱協会に委託したからどれだけ安くなったのかという証明はでけへんわけですね。今までずっと私も聞いてきましたけども。単価は安くなった。単価は安くなったけど、そしたらそれを2日でできるのか3日でできるのか、それが正当なんかどうかというのが全くわかれへん中では、私はみんなの税金を使う仕事やったら、より安いお金でより効果を上げるような、そういう私はお金の使い方を当然行政としてはすべきやと思いますし、そうなってきたら、少なくとも競争入札というのは、鉛筆一つでもやっぱりちゃんと単価で入札をやって業者を決めているわけですから、当然そういうことを私はすべきやと思うんです。

それで、少なくとも奈良新聞がこういう形で大々的に問題にする中では、私はもう来年度からでも是非競争入札を導入して、住民からそういうあらぬ疑念を抱かれへんようなそういう発注の仕方を是非共してほしいと思うんですが、期日について、条件がそろえば検討すると言われましたが、来年度からするということについてお答えを願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） もちろん、質問者もご存じのように、この公嘱事件といえますのは、大量であります。1人の土地家屋調査士では到底無理な状況にもあるわけでございまして、また町は契約する以上公嘱事件につきましては、法人格を持った協会等に発注するのが望ましいと、このように思うわけでございます。

そうしたことから、先ほども申しましたように、この法改正に伴いまして、業務報酬積算のための基準が定まってくると思うんです。こうした段階において、先ほど申しました数人が共同して設立される調査士法人、これもできてくるであろう。当然そうすれば予定価格もできるということですから、その状況を見ながら町としては競争原理の導入に向かって努力してまいりたい、このように考えてます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 報酬の基準が決まるのは、今の段階ではいつごろにそれが決まるのか。そして、それを踏まえて競争入札をされる中では、公嘱協会は外すということになるのか、その辺も詳しく説明してください。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この積算基準の制定は、明確に現在まだされてないわけでございます。その制定を行うということで国の方が言っているわけでございます。

競争原理を導入したときに、質問者は、公嘱協会を外すとか外さないかと、こういうことですが、当然公嘱協会是一个の共同として行う登記専門の団体でございます。当然外すわけにはいかないだろう、このように思います。

したがって、積算基準もでき、そして土地家屋調査士法人も設立されたときには、公嘱協会、土地家屋調査士法人等含めた中で入札の執行をしなければならないの違うかなと、このように思っておるわけでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 色々助役が今答弁されましたが、一見聞いているともっともなように聞こえるんですが、実際には例えば、私も以前ここで指摘したと思うんですが、三郷町が平成11年度に登記業務の契約で県内の自治体で初めて見積もり競争を施行しました。このときに、県公嘱協会の土地家屋調査士が提示した金額は、従来の随意契約額の約80%だったのに対して、非協会の調査士はこれの3分の1近い価格で入札したということがあり、私もこの時から、言うてる基準というものを全くあってないようなもんやなということを私は実感しておりました。

そうなってくると、こういうことを考えると、実際に今助役は、基準が決まったら予定の大体の入札の目安となる金額は決まるということでおっしゃいましたが、別にそういう入札の金額が決まらなくても、競争させることによって仕事をとりたい業者は当然値段を下げてくるやろうし、住民からは客観的に値段の安い業者がわかるんやないか。それで、住民からはあらぬ議員の兼業の禁止の部分についてもそういう疑念は晴らせるというようなことを考えたら、ごくごく普通に、私は当たり前こういうことは、こういうことをきっかけに、奈良新聞で見ると、奈良県の公嘱協会の社団法人そのもの持っている、目的を度外してしたような、特定の社に報酬が集中するような、そういう協会に私は頼る必要はなくて、斑鳩町内におられるそれぞれの土地家屋調査士さんに、その中で競争入札をやれば一番スムーズにいくんやないかなと思うんですが、再度お尋

ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 先ほども申しましたように、公嘱事件は大量であると思います。

そういう中で、やはりその成果品というものは、非常に信用おける成果品でなければならぬわけです。そうした場合に、個人の土地家屋調査士では、公嘱事件を契約することは非常に無理があるのではないかと、このように我々は思っておるわけです。例えば、もう私できませんからこれ要りまへんわという形になるおそれもなきにしもあらずと。したがって、信用置ける協会等に委託契約を結ぶのは当然であろうと。そうしなければ、町としての信用を失うことになるだろうと、このように思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、助役がえらい説得力を込めて言われて、ふーん、そうかなという気はなるんですが、ただ、土地家屋調査士さんというのは、ちゃんと自分が申請してなるんやのうて、ちゃんと国家試験を受けてそういう資格をとってなられるわけですよ。ということは、個人の資格において当然国が認めてこの人は大丈夫やということで、ある意味では太鼓判を押しているわけですから、その人が仕事をやる。片方で、いや、途中で仕事をほうり出しはったら。仮にそういうことがあったとしたら、ほうり出しはった人については、次からそういう人には、競争入札の中のメンバーから外れてもらったらええんやと思うんです。片や、公嘱協会のようなそういう信用が置けると言われましたけども、実際に奈良新聞の書いてあることを見たら、本当にこの協会が信頼の置けるような協会なんかということの方がずっと私は疑問やと思うんです。

これだけ客観的な私はデータをしながら、がんとして町の方は公嘱協会、公嘱協会というふうに念仏のように言われるんですが、私はそういう姿勢そのものが逆に、住民から見ると、何かあんのかいな、逆に疑問まで抱くんやないかなと思います。私は、住民の皆さんの疑問に答え、そしてその疑問を住民の代表者としてここで質問させていただいております。是非共、こういう奈良新聞でも大々的になり、少なくとも法務局から単価指導も受けるようなそういう団体に固守することなく、斑鳩町に住んでおられる土地家屋調査士さんの間で是非共競争入札をしていただきまして、皆さんの支払われる税金が効率的に使われるようにしていただきたいことを強く要望いたしまして次の質問に入りたいと思います。

次は、峨瀬自治会集会所建設問題は、平成12年8月に、峨瀬自治会員の宮本勝吉氏

現自治会長から、前峨瀬自治会長東川氏ら一部役員で峨瀬集会所を建設しようとしているので調べてほしいということが発端である。平成12年9月議会から今日までの3年間にわたり、峨瀬集会所補助金1,890万5,000円は、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に照らし、また峨瀬集会所用地1,440万円は、斑鳩町財産規則に照らし今日まで町の事務事業のずさんな現状を一般質問で指摘してきました。峨瀬集会所の基礎工事を着工させてしまったのは、紛れもなく町長が平成12年6月5日に交付した町有地や土地開発公社の土地の峨瀬集会所用地として使用許可した土地使用承諾書に原因があります。よって、町民のためにも、更地に戻すよう議会の場で主張してきました。

ところが、町は、今日までのずさんな事務執行を認めることなく、本9月議会で議案第38号、財産の無償譲渡や売却処分が提出されました。本会議最終日の9月25日の採決の結果で、峨瀬自治会集会所を建設していくという説明があったことを遺憾に思い、ここで3年間を振り返り、町民皆さんのために、また本会議の議決に関する議員皆さんのために、いま一度峨瀬集会所建設に関する公文書の事務執行の失態を明らかにするため、ただいまより一般質問をいたします。

それでは、まず平成15年3月に、峨瀬自治会集会所補助金1,890万5,000円を予算計上したその理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地域におかれましては、集会所設立につきまして、いわゆる色々と尽力されてきたわけでございます。そういった結果、いわゆる再開の目処がついたということも聞く中で、我々といたしましてはそのための補助金として必要な額を計上させていただいたというような経緯でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、平成12年9月7日に峨瀬自治会集会所建設工事着工届を町が受理したにもかかわらず、1週間後の平成12年9月14日に町が峨瀬集会所工事中止届を受理した理由をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき、峨瀬自治会代表であります自治会長さんより提出されたことがありまして、それを受理させていただいたというものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の部長は、自治会から出たから受け取ったんやということなんです、なぜ受け取ったのか、どういうことでこれを受け取ったのかということを知っているんで、もう少し明快にお答え願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それまでに、いわゆる集会所を建てられるについて、地元の方から色々と、会員さんの方から町の方へお話をされることも、また文書でいただいたこともございます。そうした中で、自治会長さんと話をする中で、色々と慎重にという話の中でお話させていただいたことがございます。そういった中でそれを受けて、会長さんがいわゆる工事の中止について、地縁団体が設立されるということまでの期間について中止をしたいというような申し出を受けたわけでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、総務部長から、そういう段階で、地縁団体ができるまでという事で言われたんですが、少なくとも地縁団体が、今のことで言いますと、当時には地縁団体ができてなかった。今回予算計上するときに、少なくとも峨瀬自治会は地縁団体できてたんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当該用地につきましては、いわゆる集会所の用地の取得に充てるということで、その当時の開発業者から1,400万円の寄付をいただいた。それをもとにその集会所用地に充てるということにいたしておいた経緯がございます。

そういったことから、それらをいわゆる充てるためにということで、それが受け皿としていただくためにも、やはり地縁団体を設立していただきたいというようなものを申し上げておいた経緯がございます。そういったことを受ける中で、地元もまず地縁団体を設立し集会所を建てていくというような事柄を地元の中で色々と協議されてくる中で、そういったことで地縁団体を設立するまでの間工事を中止したいというような話になったわけでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） だんだん、私もこういう質問を何回もやらしてもらっていますが、3年間同じ質問してますと、だんだん微妙に答弁が変わってまいります。最初は地縁団体が設立されてないからやということでありました。それは、その中で言われますと、

そしたらこの地縁団体が設立しなかったら、町の補助金というのはいらないんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 集会所そのものの補助金につきましては、特段地縁団体設立要件はございませんけども、先ほど申し上げましたように、当該、いわゆる底地に充てます土地については、地元の集会所用地に充てるということの目的で、その当時開発業者から、土地では渡せないからということで1,400万円の金を寄付いただいた。それを原資にいたしまして土地を町が取得したという経緯がありまして、その土地を充てるということで、その土地を受けていただくために地縁団体を設立してほしいと、してくださいというようなことを指導したわけでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、施設協力金の見返りである1,440万円分の土地を地域に渡すために地縁団体を設立してほしいということでおっしゃった。それで、そのために少なくとも、逆に言うたら、そのために工事中止届を受けたという考え方ですとするなら、当初から町有地や土地開発公社の問題が本当はやっぱりここでいみじくも出てきたと思うんですが、中止届の本当の理由は、今まで地縁団体、地縁団体とは言うてたけど、その奥にあるもんは何やいうたら、町有地や土地開発公社などの土地問題が明るみになるので、慌てて町が前自治会長東川氏に工事中止届を出してほしいと頼んだのではないか。これは本人からも直接聞いているし、後日町職員もそのことを認めております。

私は、こんな不祥事が町行政にあっていいのかということと思うんですが、それでは、実際にこの峨瀬自治会集会所建設の工事中止届、平成12年9月14日付でその当時の前自治会長東川義則氏が提出したようになってはいますが、これは峨瀬自治会集会所建設に関し町長が交付した公文書、平成12年6月5日、町有地の土地使用承諾書、斑鳩町土地開発公社の土地使用承諾書が同日に交付されているんですが、と平成12年9月4日、峨瀬集会所補助金交付申請書、平成12年9月6日、峨瀬集会所補助金1,890万5,000円の補助金内定通知書、平成12年9月7日の峨瀬自治会集会所建設工事着工届、平成12年9月14日の峨瀬自治会集会所建設工事中止届、これらの不祥事が明るみになった今、やっぱり私は町長が交付したこれらのずさんな公文書の責任をどのようにとろうとされているのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、西谷議員が、とにかく地縁団体もされてないのに工事がかかっておるやないかと、直ちに工事をやめることは町はできないのかというところから始まったわけでございまして、我々はその努力をし、やっぱりそういうことをその方にお伝え申し上げて、みずから本人が工事中止届を上げたということでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 町長は多分そう言われるやろなということで思っていたんですが、ただ、私は最初にその話を聞いたときには、これは当然一般論で当たり前のことをされているという前提のもとにこの質問をさしてもらいました。ところが、実際に3年間してみたら、出るわ、出るわ、何でこんなやというのが出てきました。

それで、実際に今までの話をしていますと、工事中止届をしたんは地縁団体を設立してないから。地縁団体を設立してないのは、せえへんかったら何であかんねん、補助金関係ないねん言うたら、いや、実はその下の1,440万の土地を地元へ渡す場合にはちゃんとした団体が要るんや。

そしたら、まず一番最初の施設協力金の1,440万円をまず峨瀬自治会に地元還元するというこの法的根拠ですね、これはどこにあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、平成10年に、ある要綱の中で、そういった寄付いただいたものについてはできるだけ地元の方に還元させていただくということの中で要綱改正させていただいた経緯がございます。こういったことを踏まえる中で、総務委員会で色々と検討していただいた結果、最終的には、今まで基金で積み立てたものまでは使うことはできないけれども、これはチサンマンションの第4期分でございました、48戸分でございますけれども、その分については了とするような旨のご理解をいただいた。そういった中で我々は進んできたわけでございまして、その中で用地を取得させていただいたという経緯でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） いや、だからね、理解してもらおうたんやのうて、行政が施設協力金として1,440万をする中で、要は要綱のどの条文に当てはめてこれをされているのかということを知りたいんです。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この件については、西谷議員がこれまで多くの質問をされてきました。その都度答弁をしておるわけですが、この峨瀬自治会集会所につきましては、当初各棟に50から70ぐらいの集会所しかないということから、これは経緯を言うても西谷議員は言う必要ないんだと言われるかも知れませんが、そういう中で一堂に会して集会をできる施設が欲しいということで地元の要望があったわけです。

そういうことから、我々は、事業者はその土地を確保するよう、こういう指示をいたしました。色々協議の中で、事業者は土地の確保に努力したわけですが、なかなか土地が事業者では取得できないということから、町が4棟の中の施設協力費1,440万を施設協力費としていただいた。それをもって土地を町が取得するというところで業者に合意を得たわけでございます。

そういう中でのこの土地でございます。したがって、当然この1,440万円に見合う土地、これは峨瀬自治会集会所を目的とした土地でございます。他の用途には使えないということから、約束として峨瀬自治会が地縁団体を設立したときにはその権利が取得されるということになりますから、当然それは地元に戻元するというにしました経緯がございます。

そういうことで、町としては、この1,440万の土地と、そして地元が当初から100坪欲しいということをおっしゃっていただきました。その不足分35坪分も峨瀬自治会が買っていただくと、これは開発公社の土地でございますけれども、買っていただくという約束の中ですべての土地使用について承諾を与えた、こういうことでございます。

したがって、この約束どおり町としては、法律、条例等に抵触しない限り、町事業規定によって無償譲渡するというで今回議会の議決を得ているわけでございます。これはあくまでもやはり、今チサンマンションには約320戸の世帯がございます。この人たちが集会所を欲しいということの切実な願いをされておるわけです。色々これまでありました。申請の流れの違いがありました。けれども、現時点では総会の席上において全員の総意のもとに地縁団体の設立同意をして、そして先般地縁団体を設立されたということでございますから、当然町は峨瀬自治会の皆さん方の、先ほど申しましたような願いをやはりきちっとした中で与えていこうと、こういうことでございますので、その点西谷議員も十分ご理解願って、そして今回の提案させていただくものについてよろしくお願ひしたいと、このように思うわけでございます。



○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、助役が言われた中で、少なくとも要綱や言わはったけど、要綱に明確に、その地域で施設整備補助金をもらった分を地元に戻元する、あるいは還元しなければならないという条文はないということだと思います。

そこで、地域から色々要望があって、差し迫った要望の中で町としては地元の声に応えるということではあったんですが、実際に私はその中で、今言われている中で、これは普通の考え方やと思うんですが、例えばですよ、土地があって、その土地を買いたい、あるいは欲しい。この土地、土地開発公社の土地やったら、当然住民からすると買ってもらわないかん。町有地の部分については、百歩譲って施設協力金の見返りで1,440万円分を上げましょうということになったとしても、実際にその町有地と土地開発公社の土地合わせて100坪余りの部分を、そこへ集会所を建てようという運びになったら、まず考えられるのは、その土地を買う、あるいは無償譲渡をちゃんと受ける。そして、条件が整うてから建築確認を出し、風致申請をして家を建てる、これは当然だれが考えても当たり前の流れやと思います。

ところが、町がこれまでやってきたことというのはどんなにかというと、これをちょっと調べてみますと、平成12年の4月の7日に風致地区内の申請書を作成されて、12年5月31日、土地買取承諾書の提出やから、これは必ず土地開発公社の土地を買いますよという買取承諾書を提出されたんやろう。それを町が受け取っているんやと思います。そして、6月5日に町有地と土地開発公社の土地使用承諾書を出した。

これは以前にも言いましたけども、土地使用承諾書というのは公文書なんてどこにもないんですよ。地方自治法においても、前にも言いましたが、私は実際に国の方迄行って聞いて調べましたら、実際にこういう処分するには、当然その議会の議決を得て、そして財産処分というものはするもんやし、当然そういうのは、斑鳩町さんでも斑鳩町財産規則というのがあるでしょうということをおっしゃいました。斑鳩町にも、斑鳩町財産規則があります。その財産規則にもものつとらんと、要は勝手に土地使用承諾書、土地開発公社理事長小城利重の分と斑鳩町の町長の名前で出してある。実際これが、この間違った方法が結果として今回のこういう発端になったと思うんですね。

そういうのがあって、実際に土地使用承諾書を出したもんですから、どんどん事務手続は進みます。6月8日に町が奈良県知事あてに建築確認の申達、申請をやります。それで、9月4日に岷瀬自治会が町に補助金交付申請書を提出されました。ところが、こ

の9月4日というのは、ちなみに私が9月の一般質問を事前通告した日でありまして、  
どういうわけかその夜間に公文書を受け付けました。本来夜間に公文書を受け付ける  
というようなことはあり得ないはずであります。9月6日に町が自治会に集会所補助金1  
、890万5、000円の内定通知を交付し、9月7日、峨瀬自治会集会所工事着工届  
を町が受理した。それで、9月8日に私が本会議場で峨瀬自治会集会所建設に関する公  
文書の不備を指摘し、峨瀬自治会集会所建設の問題点が明らかになった。そしたら、9  
月14日に峨瀬集会所建設の中止届を町が受理し、その後基礎工事のまま放置された。  
今度は、平成14年1月19日に、峨瀬自治会集会所建設工事を請け負った日本建設が  
、峨瀬自治会に対して契約不履行として損害弁償709万円を支払えという訴えを奈良  
地方裁判所に起こしました。そして、平成15年3月、町は峨瀬集会所補助金1、89  
0万5、000円を予算計上しました。そして、3月25日に契約不履行で訴えられて  
いた峨瀬自治会が日本建設に600万円を支払い、契約不履行の損害弁償金ではなくて  
和解という形で裁判を終結させ、峨瀬集会所工事を再開するような裁判でありました。  
そして、7月30日、町が峨瀬自治会に地縁団体の認可をしたという、こういう流れな  
んです。

ただ、この地縁団体の流れにいたしましても、私の方には、峨瀬の自治会の会員さん  
の中で、全然こんな地縁団体の話なんて私は聞いてないんですということがありまし  
た。町は、このような地域の、これは蛇足なんですけど念のために、地縁団体のこうい  
う地元で声を、聞いてないというような声は、行政として把握されておりますか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地縁団体につきましては、必要添付書類の中で、構成の人数  
、名前等を出していただくと、構成の名簿を出していただくということになっておりま  
す。これにつきましては、平成13年に地元の方で、地縁団体の設立については過半数  
で議決されたということでございます。そういう地元での、自治会での最高決議機関で  
あります総会においてそういったことがされたということは、その中で過半数でありま  
しても、最終的には決まったことについては自治会の中ですべてがそれを守っていかな  
ければならないことございまして、そういったことでそれを踏まえての中で、その間  
、地縁団体が設立されるまでの間、地元で色々協議されてきた経緯もあり、色々な文書  
も出されてきたとは聞いております。そういった中で、やはり何ら問題もない中で、地  
縁団体設立までこぎ上げられたという経緯を踏まえて、我々としてはそれを認識し認可

したという経緯がございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、先ほど町有地については町の財産規則にのっとってということでお聞きしたんですが、土地開発公社の土地というのは、そしたらどういうために土地開発公社の土地というのは購入されて、それはどういう手続で売買というのはできるんですか。ちょっとその辺お尋ねいたします、念のために。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） こういった土地開発公社につきましては、理事会に諮りながら、いわゆる用地の取得、処分について事業計画を立てまして理事会に諮り決めていくわけでございます。そういう議を経て決められた内容でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、土地開発公社の土地を、例えば売買、あるいはそういう権利を移転する場合には、議会の議決というのは要るんですか、要らないんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 処分するかしないかにつきましては、いわゆる理事会の議を経て決めるものでございまして、決まった内容、そういう計画については、やはり計画の関係につきましては直近の議会に報告するというような定めがありまして、その段階におきまして直近の議会の方に報告させていただいておるものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今の総務部長の一連の部分を裏返しますと、町有地についても土地開発公社の土地についても、全く議会に報告、あるいは議決のないままに土地使用承諾書という形で峨瀬自治会集会所用地として、土地使用承諾書ですか、そういう公的な全く公文書として意味のないものを町が出し、それに基づいて今回のこういう事件が起こったというふうに私は理解しております。

以上が私が議員として峨瀬集会所建設問題を精査した内容であります。町長は、数々の公文書の不備を私は正当化するために、基礎工事のままでストップしている峨瀬自治会集会所建設の再開を容認し、峨瀬自治会にこれまでの内容を進めておられると思うんです。私は、峨瀬自治会に公金の不正支出をしてはならないと思っております。これまでの公文書の責任をとって、私は3年間放置した不当な基礎工事を撤去し、町民皆さんの財産である元の形に戻すことを強く求めるものであります。

私は、3年間ずっと引き続きこの件について精査してまいりました。しかし、これは何のためにこういうことを追及してきたのかと言いますと、実際に各自治会でその集会所を建設する際に、町と自治会とで交わすその公文書に虚偽や不備があってはならない。そのために斑鳩町の補助要綱や財産規則がある。どの地区にも公平に公金である補助金を交付する立場から、町は精査した上で、決して町民のために公金の不正支出をしてはならないと主張してきたまでであります。私は、最後までこの件については、私は元の形に戻し、町民の財産である元の形に戻していただきたいということを強く指摘いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

次に、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、公共施設における分煙器の設置状況についてを挙げさせていただきます。

ISO14001の認証取得、健康いかるが21などの取り組みについては高く評価をするものですが、前回の議会で町税条例の一部を改正のときに行いました反対討論では、たばこ税の増税について、一般会計で増収になる補正予算もあったことから、喫煙者、禁煙者双方が納得できる環境づくりが必要であると提案をさせていただいた経過がございます。先日、東憩いの家の利用者から、たばこの分煙の要望があったことから、今回質問をさせていただきます。

人が集まり、一定の時間を過ごし、喫煙が予想される公共施設での分煙器の設置状況と、今後の計画について、特に設置されていないところについての考え方を明確にしてお答えをいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 昨年8月、健康増進法が設立され、本年5月からその施行がされておるところでございますが、多くの人が集まる施設において受動喫煙が健康を害することにかんがみまして、喫煙室等を設置する中で運営することが望ましいのではありませんが、その対応が困難な施設については分煙器を設置する方針で、平成12年度より導入しているところがございます。役場庁舎においては6台、中央公民館においては2台、東公民館が1台、西公民館に1台、中央体育館に1台、ふれあい交流センターい

きいきの里に1台、衛生処理場1台の7カ所13台を設置しているところでございます。なお、東、西の老人憩いの家においても、施設利用者からの分煙器の設置を要望されており、設置が必要と思われるその他の施設もあることから、次年度において設置について検討したいと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） わかりました。やはり健康を気にかける方もたくさんいていただくということは、非常によいことであると思います。斑鳩町が方針を出された取り組みでございますので、今後もこういった公共施設につきまして点検を加え、さらに施設を充実させていっていただきたいということをお願いしておきます。

それでは、2点目の方に移らせていただきます。

県立高校統廃合問題についてを挙げさせていただきました。

まず、この件に関しましては、余りにも拙速で乱暴な再編計画に対しまして、県、教育委員会に大きな反発を感じるとともに、それに対して自分たちの町の子どもたちの将来をどう守るのか、保護者の不安にどう応えるのか、県教育委員会に声を上げない町教育委員会に大きな不信を感じているところであるということをお願いしておきたいと思っております。

そして、これまで中学校の進路指導では、行きたい学校を進路決定の指導方針とされてきていると思いますが、今年の3年生は大変なことになる。行きたい学校というけれども、行きたいと思っている学校がなくなる。行きたい学校は、行きたくても行けない学校になってしまうのではないかと。子どもたちや保護者の方々はとても心配されています。自分の進路を考えながら、自分なりに頑張り希望を持っている子どもたちに、今後どのように進路指導をされるのか、そういった方針があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回発表されました県立高校の再編に伴いましてのご質問でございます。

中学校としてのこれからの進路指導の方針でございますけれども、従来から実施してまいりました生徒たちが行きたい学校、これは今日までやってきたことでございます。それについての情報を生徒とその保護者に提供しながら適切な学校選択をしていくように指導をしていくことは、これからも変わりはありません。ただ、生徒が行きたい学

校と申しましても、当然その前提にはその生徒の能力や適性など総合的に判断した結果の範囲内におけるものでございまして、生徒が行きたいからといってどこにでもということにはならないのではないかなというふうに思っています。学校といたしましては、高校進学を希望している生徒に一次、二次の希望を聞きながら適切に指導をしているところでございます。

今回の再編計画では、三部制高校が1校新設されます。しかし、22校が統合されることによりまして半分になるわけですが、このことだけをとらえてみますと、選択肢が少なくなったということになります。しかし、その一方で、生徒数が減少しているということがございます。ちなみに平成元年度の中学生の卒業生と高校の募集定数の率で言いますと、平成元年では60.36%が高校の募集定員でございます。しかし、これからの10年後、26年度の数字を見ますと、61.56%の募集率でございます。中学校卒業生に対しまして61.56%の募集定員でございます。これから見ますと、やはり1.2%以上の募集枠が増えたということにもなりますので、一概にこれが選択肢が減ったということにはならないのではないかなというふうに思っています。

ちなみに奈良県の資料によりまして、県内の中学校の卒業生数は、平成元年3月で、今申し上げましたように、2万3,876人でございます。これが今日までの一番ピークでございます。そして、19年3月にはピーク時の約60%になるというふうに予想されています。

今回の高校再編計画は、この数値をもとに立案されたものでございまして、この再編によって県立高校への入学が難しくなるということはないと説明されているところでございます。

また、理数系の高校、あるいは芸術高校、国際高校、体育系の高校等従来以上に県立高校の特色化、多様化をすることによりまして、行きたい学校の選択肢を広げることになるというふうに言われているところでございます。

いずれにいたしましても、再編される高校がある中で、高校選択の判断基準もそれに対応させる必要がございます。このことにつきましては、今後奈良県教育委員会によって行われます募集要綱の説明会、あるいは学科内容の説明会、また他市町村も含んだ中学校の進路担当者によりまして研修会等々によりまして情報収集に努力を傾注いたしまして、高校選択を適切に判断できるような情報提供をするよう学校にも十分指導してまいりたいというふうに思っています。

私といたしましても、やはりこの大事な15歳の春を笑顔で迎えられるように、中学校が指導の充実を図ることはもちろんのことでございますが、各生徒の自主性、積極性によって受験を乗り越えていく意欲を持ってくれることを期待をしているところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、教育長から丁寧に答弁をいただいたわけなんですけれども、私が最初に申し上げましたように、県の教育委員会が出してきましたこの計画について、何ら疑問もなく答弁をしていただいている斑鳩町の教育長のこの答弁を聞いていると、非常に残念に思っているところですが、今ご答弁の中にありました県教委が出してます数合わせ、これ最後におっしゃられたように、子どもさんの状況を大切にするなら、これは単に数合わせで済む問題ではないということを私は申し上げたいと思います。

そして、その子どもさんの能力に合わせて学校を選んでいただくんやと、行きたい学校といえどもそういう問題もあるというふうにおっしゃられましたけれども、それは勉強だけではない、学力だけの問題ではないというふうには思っております。クラブ活動を頑張りたい子どもさん、その子どもさんにとっては、そのクラブ活動を活発にされている学校へ行きたい、どうしてもあの学校へ行きたいというふうにご考慮されるかもしれません。その学校がなくなってしまう。ということは、やはり希望を奪ってしまうことになるのではないかと。

そしてまた、これは以前からもいろんな、総合学習のときにも、中学校のときにも申し上げました。高校生になっても一緒だと思うんですけれども、生徒さんたちにとって学校行事というのは非常に大切だと思います。文化祭、体育祭、校内大会、先輩たちとのいろんな情報交換をしながら大勢で盛り上がること、こういったことは、長い人生の中でも本当に大切な貴重な体験だと思っております。こういう問題にも、この再編計画を実施されると、影響が大きく出てくる。

そしてまた、先ほど教育長もおっしゃられたと思いますが、現在でも、もう県立高校43校ランクづけがされているような状況です。これが、先ほど言われたような学力の問題になってくると思いますが、このランクが今度は32に狭められてきて、そしてますます激しく厳しいランクづけとなって、入学できる学校、自分の力に合った入学できる学校を選択するときの枠が狭まる。

そしてまた通学の問題。奈良県は全県1区ですけれども、あちこち、どの学校へも、学区制とっておりませんので、行けますが、自分のやっぱり頑張りたいものがあるって、これぐらいの通学範囲で行きたい、ほかにこういう習い事をしたい。色々子どもさんたちの夢、希望があると思うんですが、そういったときにもやはり選択肢は減っていく。こういったことで、私は今度のこの再編計画についても、非常に心配をしているところなんです。

これまでの教育の関係で色々発言をさせていただいておりますけれども、今の教育のあり方につきましては、本当に子どもたちが大切にされているのだろうか、将来を担う子どもたちをみんなでどう育てていくのか。私は、以前にも申し上げたと思いますが、今中学3年生の子どもたちにとって、もう一度中学3年生は来ないのです。子どもたちの1年1年は取り返すことはできない。自分でできなかったこと、自分が失敗したことは納得ができると思います。けれども、理不尽に希望を砕かれる子どもたちの気持ちを大切にさせていただかないと、やはり子どもたちの将来にも大きな影響が出てくるのではないかというふうに考えます。

ですから、既に、もうこの再編計画が出てくる前に、既に中学生の方々の中で希望があった子どもさんたちも多数おられるのではないかと。私は、今中学3年生の保護者、生徒さんたちと話をする中で、そういう声はお聞きしております。ですから、そういった部分で、その子どもさんたちの、やはり理不尽に希望を打ち砕かれるというような印象を持たれないような状況をやっぱり町の教育委員会としても、各中学校との連携の中できちっと対応をしていただきたいというふうに思うのですけれども、教育長のご見解、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、里川議員さんがおっしゃったように、やっぱり行きたい学校に行けるように、学校としてもそれだけの学力をつけていく努力もしておりますし、また保護者とも十分相談する中、あるいは本人の希望を十分聞く中で、やっぱり適切な進路指導をさせていただいております。今日までそのように取り組んできているところでございます。これからも、今も申し上げましたように、やはり子どもたちの希望というものを十分尊重しながら、その子どもが将来行ける、あるいは人間として成長していただけるような、そういう希望が持てる学校へ行きたいということであれば、そういう学校も紹介、あるいは指導していくということになるかと思っております。



ただ、今学校が減ることによっていろんな、行きたいところに行かれないということでございます。今日までもやはり、子どもたちの減少によりまして、9クラスあったのが7クラスにしたり6クラスにしたり5クラスにしたりということで、それぞれの学校でクラスの減少を、募集人員を少なくしてきています。それでも、今のところトラブルもなく、子どもたちがやはり行きたいところに行っているということでございます。先ほども申し上げましたように、中学生の卒業人数と合わせた適正な学校、高校の配置というものも必要ではないかなというふうに思っています。そういうことから、やはり県としても、こういう再編をされたものというふうに私は理解いたしております。

いずれにいたしましても、里川議員もおっしゃっていただいておりますように、当然中学校の方で進路指導というものを十分、その子どもの配慮をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 大変申しわけありませんが、今教育長の答弁でございましたクラスが減ることと学校がなくなることを同じように考えていただいてもは困るということをお願いいたします。

それと、今現在のこういう経済状況の社会になってます。親御さんにしても、そしてまた日々暮らしを見ている子どもたちにとっても、今まで以上にやはり公立高校へ行きたい、公立高校へ行かなければならないという思いが強いのではないかとということもやはり考えられると思うんです。そういったところにもご配慮いただきまして、先ほどから申し上げますように、今回の進路指導、しっかりとやっていただけるよう、現場との協議ですね、教育委員会の方もきちっとしていただけますように心からお願いをしておきたいと思っております。

それでは、3点目に移らせていただきたいと思います。

特別養護老人ホームの入所待機状況についてということで挙げさせていただきました

。

高齢化社会が進む中で、在宅での介護を推進しようと介護保険がスタートしましたが、趣旨に反するように施設入所の申請が多く、待機者がどんどん増えている状況があります。そして、現在斑鳩町で実際に起こっている話なんです、子どもさんがなく、身内も近くにいないご夫婦が、ご主人が先に脳梗塞で入院され、体をご不自由になられ、その後奥さんが交通事故に遭い、頭の手術を受けられ入院されています。こういった状

況のときに、配偶者の状況が心配で心配で、毎日土曜も日曜もなく、福祉課、保健センターや私の自宅などにも電話がありました。家族や身内の絆がなく、ご夫婦2人しかいないという人にとって、高齢となり、体が不自由となって離ればなれとなることは、とてもつらいことなんだと強く実感をいたしました。それぞれが1人で暮らせない状況になっている。そしてまた、2人になっても、もう自宅では暮らすのが無理な状況となっているご夫婦の問題ですが、だれも見舞いに来ないご夫婦のお互いの心の支えを大切にあげられるようにするには、最終的には同じ特別養護老人ホームに入所できるようにすべきだと思うのですが、待機者が増える一方の現在、そういうことがちゃんと配慮されるのでしょうか、可能性についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、今、斑鳩町におられますご夫婦のことを例に挙げていただきました。また、里川議員の方で大変お世話をいただいていることに対しまして御礼を申し上げたい。また、今、おっしゃっていただきましたように、担当課の方におきましても、このご夫婦の、多分私とと思っていることは同じ方だとは思いますが、このご夫婦の方につきましては、担当課または担当の職員につきましては、本当に親身になってご相談に乗ったりお世話をさせていただいております。つけ加えてご報告を申し上げておきたいと思います。

ご質問の趣旨でございますけれども、里川議員の方でも既にご承知をいただいているとおりでございまして、私どもが議員にこれの制度上のことをお答えをするのもなんなんですけれども、まず制度上のことでお答えをさせていただきたいと思います。

特に、この施設へご夫婦で入所できる可能性ということにつきましては、入所申し込みの必要性の高い順において入所、各施設において入所判定委員会等において入所を決定をされていくという制度に、待機者が多いということで、厚生労働省の方からも通達もあって、そのような形で取り組みを各施設でしていただいているような状況でございます。

このような中で、ご夫婦が同時に同一の施設に入所されるという可能性としては、低いというよりもまず同時に入所できるということはないのではないかと、このように我々としては思っております。

ただ、夫婦のお1人が既に施設に入所をされておきまして、その配偶者の方におきまして、その配偶者の方が介護が必要で在宅で生活をしておられる方につきましては、色

々なサービスのことにつきまして、その方に我々としてはこのようなサービスがありますよということで推奨をさせていただく中で、また保健師等の訪問によりましてその要介護者の支援等もさせていただいております。しかし、今、里川議員の方からのご質問もありましたように、一人暮らしが困難な方、在宅で一人暮らしが困難な状態の方々につきましては、それぞれのケースに最適な方法というものを考えまして、できれば同じ施設への優先入所というような形で同時にできたらなということでは、色々と配慮はさせていただきたいなど、このようには思っております。ただ、入所ができるかどうかというのはまた別の問題でありますので、その辺だけご理解をいただきたいと思っております。

また、入所決定までの間につきましては、老人保健施設等への一時的な入所等の相談も色々とさせていただく中で取り組んで、今現在もさせていただいておりますし、今後そのような形で取り組みをさせていただきたい、このようには考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 部長の方でも、この方々のご事情の方はよくご存じだと思います。今、ご答弁をお伺いいたしまして少し安心をしているところなんですけれども、今後も事業者、ケアマネジャー、また町の職員も入って行われます地域ケア会議、こういったところで今後の斑鳩町でもまだこういうケースが出てくるだろうというふうに予測がされます。こういったことに対応できるように、そういったご夫婦の状況、色々きちっと調査をしていただき進めていただけるようお願いをしておきたいというふうに思います。

そして、今、部長の方からもございましたが、私この間、このご夫婦への対応、福祉課の方でしていただいている状況を見てまいりました。非常に誠実にしていただいていることを目の当たりにし、生活保護受給者や近親者のおられない方のお世話がとても大変であり、それにもかかわらず親身に対応していただいていることに頭が下がる思いをいたしましたことを申し添えまして次の質問に入らせていただきます。

次、4点目です。小中一貫教育についてを挙げさせていただいております。

6月議会でこの取り組みについて疑問のあるところは申し上げましたが、今回補正予算で研究会の先進地視察が組まれていることから、再度質問をしたいと思っております。

補正予算の性格は、皆さんがご認識していただいているところだと思いますけれども、5月29日に調査研究会を発足させたばかりで、6月議会で突然報告がされて、今回補正予算を組んでまで行かなければならない視察というのは、どのように必要性があり

価値があるものなのかというふうな思いがございますが、どんな内容の計画となっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回の一貫教育にかかわります視察の費用でございます。これの補正についてのお尋ねでございますが、この目的でございますけれども、町長が提案説明の中でも触れていただいておりますように、当研究会ではまだ具体的な方針等について検討中ではございますけれども、実際に小中の一貫教育に取り組んでいる先進学校の状況を見聞することによりまして、今後の検討資料としても考えているところでございます。

この行き先でございますが、暫定的ではございますが、まだ具体的にここと決定してはおりませんが、こういった一貫教育で研究成果を上げておられます広島県の呉市で、2つの小学校と1つの中学校を対象とした一貫教育に取り組んでおられるところでございます。こうしたところを視察させていただいて、斑鳩町が実施いたしております小中一貫校の調査研究の資料、あるいは学習研究の材料としたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、説明を聞きまして、広島県呉市の方へと、これはまだはっきり決まっていないが予定をしているというご説明だったんですけども、わざわざ私質問のときに、補正予算というふうな言い方をさせていただきましたのはここなんです。当初予算で組まれているものであれば、予定であるというような状況の中で提案されてきまして、そして我々としてもいろんな意見を言わせていただくというような状況があると思うんですけども、今回、先ほども申し上げましたように、私たちは突然の感がある、非常に取り組みにつきましては突然の感があるこの内容につきまして、補正予算まで出してきて行きたいんやと。そやけども、その内容についてはまだ決まっていないと。補正予算出してくる時点では、きちっと内容も決まって、どうしても委員皆さん方に、研究会の皆さん方に、この研究をしてもらうんやというしっかりとした内容をもって提案してきていただきたいなというふうに感じたわけなんです。ですから、この質問をさせていただいて、その辺のご認識をきちっと持っていただきたいということと、さらには、この小中一貫教育の取り組み、こういった問題につきまして、私は前回にも申し上げたかもわかりませんが、自治体の思いつきのような感じで飛びつ

いてやっていくということではなくて、先に現場の意見、子どもの状況、保護者、そしてまた学区に影響のある地域の住民などの意見も十分聞いた上で、時間をかけて慎重に行われるべきものであるというふうに考えているわけなんです。

1つ苦言を申し上げさせていただきたいと思うんですが、先日関係者、保護者に理解を深めるとして6月21日に教育講演会開催されました。あのとき私も参加させていただいたんですが、当日中学校の郡大会がございましたね。私も郡大会午前中応援に行っていたんです。なぜ、そういった理解を深めるための教育講演会を郡大会のある、先生もついて行ってはる、保護者の方も応援に行ってはるというようなそんな日にされるのかということにも、その日非常に疑問を感じまして、私もばたばたしながら講演会参加させていただいたということを申し上げたいと思います。

そして、そうやって色々応援に行ったりして保護者の方たちと色々な話をさせていただく中で、今教育課程がどんどん変わってきて、現場も子どもさんも保護者も、今なお非常に学校教育について混乱をしている、そんなときだと思うんです。なのに、今なぜまたこういったことを急いでやる必要があるのかということが私はとても理解ができないというふうに感じているわけなんです。先ほどの高校の再編計画もそうですけれども、子どもや地域の住民の方、保護者、こういった方々の意見がくみ上げられない。行政主導で効率とかいうような言葉、行政改革とか言いながら効率性を追求されるという状態がずっときているわけなんですけれども、でも私は教育というのはそういう問題で片づく問題ではないというふうに考えております。

ですから、今後この小中一貫教育につきましても、ぜひ地域の住民の皆さんも含めまして、やはり子どもさん、保護者、こういった方々の意見を十分くみ上げていただきたいというふうに思うのですが、ここにつきまして、今後どういうふうにされようとしているのか、事務局としてかかわっておられます教育委員会のご見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この一貫教育について思いつきで実施、やっているということでございます。決してそうではございませんで、事前に校長会でもこうした取り組みについてどうしていくのか、十分検討をした中で、学校としての一定のまとまりの中で実施しているところでございます。

もちろん、こうした取り組みについては慎重を期していかなければならないのは重々

承知いたしております、先日も申し上げておりますように、やはりこの調査研究の経過を逐次委員会にご報告させていただくということでもございますし、また保護者にも先日研修会を開催させていただいて、一貫教育についての学習をさせていただいたつもりでございます。たまたまそうした学校行事と重なったということもございますが、保護者の皆さん方も多く来ていただいたというふうに思っています。

それから、教育課程の中で混乱しているということもございますが、決して、今の子どもたちの学校教育の中で取り組めないところがあるわけもございますが、それは不登校とかいじめとかいうのが今日まであるわけもございます。あるいはそうしたものも含めて9年間一貫教育することによってどんな効果があるのか、あるいはどういう効果が期待できるのか、そういうことを十分調査研究をしてそして取り組んでいこうということもございますので、これが明日から実施するということではございません。そうした課題、問題を洗い出して、斑鳩町としてどうすればこの一貫教育ができるのか、あるいはできないのか、そういうことの調査研究をしていただいているところでございます。

それから、行き先でございますが、これは呉市と申し上げました。今、東京の方なり、あるいは静岡の方でも一貫教育について色々研究をしておられる先進地がございます。そうしたところの進捗状況を見ながら、斑鳩町として参考になるところを選んでいきたいということで申し上げているところでございまして、決して安易に補正予算を組ませていただいて、そしてこれから決めるんだということではございませんで、斑鳩町の調査研究の進捗状況とあわせてそういったものも、他の市町村の取り組み状況を勉強させていただいて私たちの参考にしたいということで申し上げているところでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げたいと思います。

また、保護者の意見を聞くということもございます。当然保護者の皆さん方にも、説明会を申し上げながら、こういった理解を得ていく、あるいは状況を説明してご理解を得るような機会も持っていきたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 町の行政もそうですが、学校につきましても、やはり情報を開示していく、子どもさんや保護者の皆さん方に色々情報を与え、そして皆さん方に知っていただき、またご理解をいただく、そしてまたご意見をお聞きするというふうな形で、やはり地域も含めまして学校の運営というのはこれから本当にまた大変になっていく問題であると思いますので、慎重に行っていただきたいというふうに思います。

それと、今、教育長の答弁をお聞きしてましたら、子どもたちや保護者が混乱していると申しあげましたことを十分ご理解いただけなかったのかなというふうに思いますが、午前中の質問者も言われてました、学力低下の問題も出ておりますが、週5日制になり、また、総合学習が出てきて、午前中の質問者のような問題もございしますが、本当に色々変化してきているこの状況の中で、教育課程も変わる。色々習う学年が変わってきたりとか、そういったことも含めて非常に混乱している状況が今なお続いているというご認識を教育長も持っておいていただきたいというふうに思いますので、そこらあたりもよく、色々と保護者や現場のご意見を教育長などもぜひ聞き取っていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それでは、その次に移らせていただきます。

5点目に挙げさせていただきましたのは、男女共同参画社会の推進についてでございます。

この問題につきまして、今回是非共質問をさせていただきたいというふうに思ったわけなんです、それはなぜかといいますと、担当の方はもうご存じだと思いますけれども、7月8日にニューヨークで第3回目の審査を日本が受けて、そして委員会の方から色々勧告を受けているという状況があるということになっておりますので、ここでぜひその問題について、これから斑鳩町も男女共同参画推進条例を制定していこうという中、そしてまた早くから、町レベルでは非常に早くから取り組んでいるという、このことについては私も斑鳩町に対して評価をしておりますので、この機会をとらえましてこの質問をさせていただきたいと思います。

女性差別撤廃条約を日本が批准をいたしまして18年になっていきます。条約の実施状況を国連に報告することは義務づけられています。今回、5回の報告書を提出しております。これまで5回の報告書を提出していますが、その報告書に対しまして各国の取り組みを審査してまいりました国連女性差別撤廃委員会が、日本に対しまして今回3回目の審査をされました。調査や法整備などを評価する一方で、22項目にわたる懸念、要請、勧告を述べられていますけれども、2回目の審査を受けました9年前、そのときには7項目の指摘にとどまったのと比べまして、今回解決のおくれが歴然となってしまうのではないかとこのように私は感じたわけなんです、町はこの委員会の勧告に対しましてどのようにご認識をされているのか。これから条例制定もございします。色々な取り組みを斑鳩町として進めていっていただきたいという思いがございしますので、ぜ

ひお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議員も申されておりますように、日本は昭和60年に女子差別撤廃条約を批准しており、条約の実施状況に関する報告を4年ごとに国連事務総長に提出することになっております。去る6月30日から7月18日の間に開催されました国際女子差別撤廃委員会第29会期、その会期中の7月8日の第617回、第618回の会合において、日本の第4回、第5回の実施状況報告が審議されたところでございます。

その報告についての委員会の最終コメントの中では、主に主要関心事項及び勧告の中で、間接差別を含む女性に対する差別について国内法で定義すること、政治的、公的活動における女性の参加を拡大するためのさらなる取り組みを行うこと、家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策が強化されること等22項目ということで、おっしゃっておったとおり、そういった勧告等がなされておるところでございます。

本町にいたしましても、それらの勧告については、国の取り組みだけで解決するものではないと認識いたしております。女と男が輝く未来計画の着実な執行、各種審議会等への女性の参画機会の提供、多角的な広報、啓発活動の実施、またそれらの取り組みの根拠となります（仮称）男女共同参画推進条例の策定等、男女共同参画社会の推進に向けてさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の方からもご答弁をいただいたわけなんですけれども、課題の中で、女性の社会進出度の問題、女性の労働問題、この2点については非常に大きな問題ではないか、日本にとっては大きな課題になっているというふうに思っているところなんです。ここのところにつきましても、いろんな資料がございますが、やはり女性と男性の賃金の格差、こういったことは、今部長の答弁にありました、先進国においてはこういったことが間接差別であるというふうに国連の委員会は言っていると思うんですね。

ですから、こういった問題につきまして、町の方も積極的に取り組んでいていただきたい。町レベルの問題についても、やはり日々の行政の中で徹底をしていけるように努力をしていただきたいと思います。

そして、この中で私非常に問題であるというふうに感じているのがあるんですけど



も、それは色々日本で差別是正の裁判などが行われるわけなんです、こういった差別是正の裁判でなかなかうまく司法の場に国際条約が適用されてないという状況があるんですね。今、ちょっと部長も言うてくれはったと思うんですが、国内法との関係、こういったところの整理がまだ不十分なんではないかという心配をしているんです。けれども、この条約の第2条には、この国内法と不整合が生じている条文があるならば、遅滞なく条約に合うように実現していかなければならない、運用しなければならぬというふうな条約の2条にもあると思うんです。けれども、まだ日本ではそういった法整備がきちんとなされていないのではないかと。これは町だけではできませんけれども、町としてもやはり県、そして県から国というふうに、こういった国内法との矛盾のある部分につきまして整合をとるような働きかけは、やはり担当としてもやっていっていただきたいということをお願いしたいと思います。いろんな女性の団体の皆さんも、声を上げていかれているとは思いますが、やはりこれを取り組もうとされる行政の皆さんにも、やはり積極的な対応をしていただきたいと思います。

それともう1点、選択議定書の問題。プロトコールと言われておりますけれども、この選択議定書というのが、日本はまだ批准をしていないんです。このことも国際的に問題があるのではないかと。このように言われるところなんですけれども、この選択議定書、差別などの裁判で、国内の手続で解決しないとき、個人でも国連に通報できる制度という、この制度にかかわる選択議定書と、それと人権条約、国際的なものですね、国連の人権条約、この選択議定書も未批准である、日本は。このことにつきまして、やはり担当の方でも再度研究の方をしていただきたいと思います。先進国の中で、個人でも国連に通報ができるんだという制度をちゃんと取り入れてやっている国と、日本はやれてないという中で、やはりこういった研究についても担当の方もしていただき、県へ行かれてこの問題を協議されるときには、やはりそういう意見をどんどん上げていっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それと、この問題の中の2点目に書かせていただいております相次ぐ国会議員の女性べつ視発言についてということで書かせていただきました。この間、女性や子どもさんを取り巻くいろんな事件がありました。その事件のあったときに、国会議員さんなどがテレビで出てこられてコメントをされてる。そういったコメント、そしてまた、いろんな政治家の皆さんがいろんな場面で発言をなさったということが後から報道がされたりしてまして、たくさんの方、ちょっと問題があるのではないかとと思われるような発言を

されています。太田誠一衆議院議員さん、行政改革推進本部長ですね。この方は、早大サークルの強姦事件の集団レイプのときのご発言がございます。森喜朗、前首相ですね、党の少子化問題調査会会長をなさっておられますが、この方、子どもを産まない女性ということを取り上げられて大変な発言をなさっておられます。そして、福田康夫内閣官房長官、この方は、男女共同参画推進の担当大臣ですが、この方非常に冷静で落ちついていつも物を言われている方なんです、早大事件の翌日、これは報道しない状況のときですね、カメラが回ってないところでおっしゃられたんですが、この方も非常に男性を黒ヒョウに例えて女性の問題をご発言なされた。そして鴻池防災担当大臣、この方も、渋谷で小学生の女の子たちが監禁された事件のときに、青少年育成推進担当として、非常に加害者なのか被害者なのかわからないというようなそんな発言をされているという、本当にこの間に色々国会議員さんの発言を聞いて私はいつもドキッ、ドキッとしながら、こういう感覚ではやっぱり男女共同参画推進、そういった社会の成立を目指しても、中枢で協議していただく、考えていただく方々からこういう言葉が出るということ、やはり日本の国でなかなか進まない問題なんだと、いつもそういったニュースを聞くたびに悲しい思いをしてきたんですが、今回は石原都知事ですね、東京都の知事でございしますが、この石原都知事も非常に失礼な、私たち女性にとって失礼なご発言をなさっているんです。

このこともございましたので、やはり男女共同参画社会を推進していこうという方針を出している斑鳩町の町長に対しまして、この間のこういった政治家の女性べつ視につながる発言、これに対してどのような見解をお持ちになっているのかということをお聞きしたいと思いましたのでお願いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 小城市長。

○町長（小城市利重君） 今、克明に名前を言われてされたわけですが、日本共産党の議員もセクハラでやめられた方もございしますし、私はやっぱり政治家としてモラルを守ることが大事であろうと。私はやっぱり報道関係がインタビューする中で、やっぱりオフレコとそういうことの中で、何でもオープンであるということが何か言いにくいような環境をつくっていると。やっぱり男女共同参画社会も、お互いが素直に言えるような環境づくりが日本の国で求められると。しかし、それができ得ない。できないことは、やっぱりいろんな法律とか条例とかいろんなことが出てくる。そういうことをこれからみんながやっぱり忌憚なしに物が言えるような環境づくりができることが私はや

っぱり一番大事ではないかと。このことが今求められているような感じがいたします。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 一定のご答弁はいただきましたけれども、町長の方では、私が先ほど問題点として挙げさせていただきました国内法の関係も意にとめていただいているように感じられましたので、今後やはり、早くから町として、町レベルでは本当に早くから取り組んできた、そしてこれからも推進していこうという中で、なかなか変わりにくいこの日本の社会の中であっても、やはり人権を守って民主主義をきちっと守っていく、この姿勢に立ってこれからも斑鳩町でトップの町長をはじめ町の職員の皆様方にも頑張っていたきたいということをお願いをさせていただきますして次の質問に移らせていただきます。

6番目として、自治会組織のあり方についてを挙げさせていただきました。

町長の提出議案説明で、平成14年度一般会計の決算の概要が述べられていますが、その中で、第1の柱、「ともに生き心ふれあうまちづくり」として、コミュニティづくりを挙げられ、住民が力を出し合い助け合いながらよりよいまちづくりを目指す住民活動を促進するとされて、コミュニティ活動の推進の考え方が示され、自治会組織などへの助成や支援をしているというふうに書かれておりました。この文章読まさせていただいている中で、非常に最近強く感じたことがございましたので、今回この質問を挙げさせていただきますました。

自治会の問題、ご相談を受けたり苦情や悩みをお聞きすることが最近とみに多くなってきました。ということから、まず自治会への未加入者の推移について、ここに、通告書に書かせていただいておりますけれども、推移について、できましたら世帯数と未加入世帯という形で数を教えていただきたいと思うんですが。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会の未加入世帯の推移についてのご質問でございます。

平成10年度では、総世帯数9,704に対しまして未加入者727世帯、未加入率は7.5%でございます。11年度では、総世帯数が9,830に対しまして未加入世帯は774、未加入率は8%でございます。12年度は、総世帯数は9,966に対しまして未加入世帯ということで824世帯でございます。未加入率は8.3%。平成13年度は、世帯数は1万112に対しまして未加入者は1,233世帯、未加入率は12.2%、平成14年度は、総世帯数1万189に対しまして未加入世帯は1,362

世帯、未加入率は13.4%と徐々に増えてきている状況でございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そして、今部長がおっしゃられたように本当にどんどん増えてきているんですけども、さらに15年度から脱会したといううわさ、状況、こういったものも私最近よく聞いているんですけども、15年度の数字は出ておりますでしょうか。もし出ておるのであれば教えていただきたいんですが。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 15年度の数字については把握いたしておりませんので、申しわけございません。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） わかりました。後日また拾えるところで拾っていただけたらと思いますが、今ずっと増えてきたと、そして15年度になってから新たに抜けたと、脱会したという、班ぐるみで脱会したというような話も私聞き及んでますので、未加入率13.4、14年度の13.4からまたさらに進んでいるのではないかなという心配をしているところなんです。

それで、そこから始まるんですけども、この未加入、そしてまた加入者の脱会ということが増加する中で、自治会が主体であったり中心的な状況となっていたりする地域活動や行政との窓口などで最近の自治会組織が抱える問題点が色々出てきているのではないかなというふうに思うのですが、これについてご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まずは、自治会運営につきまして、各自治会の役員の方々に色々ご苦勞いただいておりますことに対しまして、まず敬意を表したいと思います。

自治会組織の問題点といいますか、課題につきましては、役員の任期の問題、選出方法等により自治会を脱退される会員もおられるという事実もあることから、各自治会において役員選出については大変苦慮されていることは承知しております。ただ、自治会につきましても、あくまでも任意の団体でございまして、その加入についても住民の自由意思になることから、本町といたしましても強制的に加入の促進を図れないのが現状でございます。

しかしながら、自治会とは、地域活動を通じて住民の意識を高めるとともに、住民と行政の相互の協力関係を高めながら、よりよいまちづくりを目指すためのコミュニティ

の核となる組織でございまして、自治会が持つ重要性はよく理解しております。自治会で組織された自治会連合会において、自治会長同士の交流を持たれる機会もありますので、そのような機会を積極的に利用され、情報収集や相談等を行っていただき、よりよい自治会活動を推進いただけるように町としてもPRに努めてまいりたいと考えております。また、支援もしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、総務部長から一定のご答弁いただきましたけれども、少し私が問題にしているところと観点が違うなあというふうに感じているんですが、特に私今回この問題挙げさせていただきましたのは、新興住宅地域に多く見られる現象なんですけれども、開発時に町の指導でつくられました公園とか、これらは町へ寄付をされます。そして管理は自治会というふうに町と契約がされていると。そして、高齢化になったり、自治会の脱会などが増えてきまして、管理不能に陥りつつあると、こういった自治会からのご相談などがちょっと出てきているわけなんです。これでは、町が考えておられることとどんどんかけ離れていくのではないかなというふうに私自身は心配をしてるわけなんです。これらに関しまして何かやっぱりいい方法はないものなのか、これからどうやっていけば地域の住民の皆さんに喜んでいただける、町の持ち物ですよ、町の財産ですよ、町の財産となっていけるのか、こういったことをやはり考えていかなければならないのではないかなというふうに感じているんです。

そして、ここの3番目にも書かせていただきました少子高齢化が進む中で、少ない職員で行政を進めるためにも、今後住民参加型行政の醸成は必要不可欠になっていくのではないのでしょうか。現在のこういった状況を踏まえまして、今後の展望について私は今回お示しをいただきたいというふうに思って質問をしたわけなんです。こういった自治会で管理をしていただかなあかん、行政との窓口になっていただくとか、こういったことでやはりこの問題なんかを取り上げまして、今後の、将来ですね、公園やけれども、もう公園使わないから目的を変えるんやとか、いろんな柔軟な対応もあるかもわかりませんが、今後の住民参加型につきまして、まとめを少ししていただけたらと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いずれにいたしましても、この新興住宅から寄付を受けたものにつきましては、地域のためにということをお願いしておるものでございますので、

それらについては、日ごろの管理していただくことによってそれぞれ人と人とのつながり、コミュニケーションができてくるものであろう。そういったことで、その地域のいわゆる美化活動についても、その地域、その公園、施設ではございませんけれどもいわゆる水路等を皆寄ってきれいにしようという力、そういったものがコミュニケーションは大きくなって良好なコミュニケーションができてくるというような観点から見れば、いいほうに向けばそれはいいんですけれども、おっしゃるような問題もあろうと思えますけど、また我々聞いておる中ではまた違う問題も聞いております。

そういったことでありますけども、やはりできるだけ完全には管理というものは難しゅうございますけれども、少しでもやはりみんな寄って協力して力を合わせて作業をすることによってコミュニケーションも育っていくということでございますので、もう少しいわゆる様子を見ていたいということで考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 時間が参りましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明9日は午前9時から決算審査特別委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもごくろうさんでございました。

（午後2時50分 散会）